

【史料と解説】

東京裁判をめぐる在日朝鮮人発行新聞・機関紙の論調 — プランゲ文庫所蔵史料を中心に —

鄭 栄桓

1 はじめに

本史料は、プランゲ文庫（国立国会図書館憲政資料室所蔵）に収められた在日朝鮮人発行新聞・機関紙の記事うち、極東国際軍事裁判（以下、東京裁判）関連の社説、声明、解説を転載・訳出したものである。

東京裁判は、ナチス・ドイツを裁いたニユルンベルク裁判と並んで、連合国による第二次世界大戦の性格の確定という意味を与えた重要な裁判であつた。GHQによる戦犯容疑者の逮捕は、日本占領直後の一九四五年九月一一日に始まり、四六年四月二九日には起訴状と二八人の被告が公表、同五月三日より四八年四月一六日ま

で審理が行われ、同二月一二日には刑の宣告が言い渡された。

東京裁判では、一九二八年一月一日から一九四五年九月二日までの期間が起訴の対象とされ、「平和に対する罪」「通例の戦争犯罪」について有罪が宣告された。「満州事変」以降の日本の戦争が「侵略戦争」であると認定されたのである。被告のうち、精神障害のため免訴となつた大川周明、判決前に死亡した松岡洋右と永野修身を除いた二五名が全員有罪となり、東条英機ら七人が絞首刑、木戸幸一ら一六人が終身禁錮刑（本史料と関つて重要な元朝鮮総督の南次郎、小磯国昭はここに含まれた）、東郷茂徳が禁錮二〇年、重光葵が禁錮七年の刑をうけ、同年一二月二三日、東条ら七人が処刑された。一九五一年に

調印されたサンフランシスコ講和条約の第二条には東京裁判判決を受諾する旨が記され、これにより日本は国際社会に「復帰」したのである。

だが、東京裁判で示された「満州事変」以降の日本の戦争を「侵略戦争」とする認識については、戦争責任を無化しようとする立場からこれを「東京裁判史觀」として斥けようとする見解が根強く、こうした戦争責任解消論は今でも繰り返し主張されている。しかし、東京裁判の抱えるより本質的な問題の一つは、それよりも、東京裁判の対象から植民地問題が外れ、近代日本の侵略責任の追及が不徹底に終つたことにあつた。

この点については一九七〇年代以降、主として①「人道に対する罪」の不適用の問題⁽¹⁾、②裁いた連合国側が植民地主義を否定していなかつた問題⁽²⁾、そして③（必ずしも東京裁判に限らないが）日本の占領地に捕虜の監視員として動員されたことにより「戦犯」として裁かれた朝鮮人B.C級戦犯の問題⁽³⁾を中心に研究が進められるなかで研究者間で認識が広がるようになった。また、近年は実証の進展に伴い、裁判に日本軍性奴隸制の強制を示す証拠書類が提出され一部事実認定されていることや、東京

裁判において死刑となつた「A級戦犯」は、実は膨大なB級戦争犯罪（「通例の戦争犯罪」）の全体の責任者として裁かれているといった重要な指摘がなされている。⁽⁴⁾

ここに収めた史料は、東京裁判に対する在日朝鮮人の反応から、東京裁判と植民地支配の問題に関する同時代の認識を知ることができるという点で大きな意義を有するものである。東京裁判に対する同時代の人々の認識を検討したものとして、すでに吉田裕、荒敬、赤沢史朗の研究がある⁽⁵⁾。ただ、これらの研究はいずれも考察の対象を「日本人」に限定しており、またこれらによれば、同時代において朝鮮の植民地支配を問題とした議論はほとんど無い。わずかに読売新聞論説委員の長文連が朝鮮、台湾の諸民族が「日本の戦争責任について具体的な発言権をもつていいない事実」を指摘したことを、吉田裕が「日本の植民地支配責任に触れた稀な議論」として紹介しているのみである。⁽⁶⁾

後に述べるように、在日朝鮮人の東京裁判評価の一部には、明確に反植民地主義の視点が打ち出されているものがあり、いわば一九七〇年代以降の研究で「発見」された問題群を同時代において先取りしているともいえる

だろう。先に触れた長文連にしても、彼が四七年に世田谷区議選に立候補した際に朝鮮人生活権擁護委員会がそ

との具体的な接触のなかから、東京裁判に関する「稀な」認識を持つようになったと推測することもできる。この

ような意味でも、東京裁判と植民地問題を考える上で、同時代の在日朝鮮人の論調の持つ意義はきわめて大きいといえる。

高橋哲哉は、東京裁判の不徹底さを直視しないことにより成り立っている戦後日本の歴史認識を「もう一つの東京裁判史觀」と呼んでいる。⁽⁸⁾ 本史料は、「日本人」の戦争責任認識に限定されていたこれまでの占領期戦争責任論研究の空白を埋め、「充分に継承され発展させられることのなかつた当時のすぐれた戦争責任論」（吉田裕）を掘り起こすものであると同時に、なぜ多くの異論の存在にも関わらず、日本人の意識が高橋のいう「もう一つの東京裁判史觀」へと縛縛されるに至ったのかを解明する上でも貴重な史料となるだろう。

2 プラング文庫と在日朝鮮人発行メディア

（1）プラング文庫と在日朝鮮人史研究

これまで東京裁判に対する在日朝鮮人の反応が注目されてこなかつた理由の一つには、史料上の制約があつた。

一九四九年九月の団体等規正令による在日本朝鮮人連盟（以下、朝連）・在日本朝鮮民主青年同盟（以下、民青）の強制解散による財産没収や、その後の数度にわたる民族団体の建造物への放火による消失、また治安当局による民族団体への強制捜査過程での押収などにより、現在に至るも在日朝鮮人自身の発行した数々の出版物や史料は甚だしい散逸状況にある。半生をかけてそれら史料の収集と公刊に務めた故・朴慶植氏の驚異的な労力により、その一部については閲覧が可能になつており、当該時期の在日朝鮮人発行新聞としては朴慶植編『朝鮮問題史料叢書』（三一書房、以下単に『叢書』と略す）に『民衆新聞』『解放新聞』などが、同編『在日本朝鮮人関係史料集成』（戦後篇）（不二出版）には『朝連中央時報』や『民青時報』などの朝連系機関紙や『文教新聞』の一部が収め

られている⁽⁹⁾。またこの他に民団系の機関紙・新聞については『韓国新聞縮刷版』(韓国新聞社)に一部収録されている。

意義は極めて大きいといえるだろう。

こうしたなか、まとまつた形で在日朝鮮人発行メディア

アが網羅されているものがプランゲ文庫(Gordon W. Prange Collection)である。メリーランド大学マッケルディン図書館にあるプランゲ文庫には、一九四五年から四九年にかけて日本で発行された新聞、図書・パンフレット、雑誌、報道写真、ポスター、地図などの膨大なコレクションが收められている⁽¹⁰⁾。これらはGHQのCCD(Civil Censorship Detachment = 民間検閲局)が行つた検閲のためにメディア発行者らが提出したものであるが、ここには在日朝鮮人が発行した新聞・雑誌も多数含まれている⁽¹¹⁾。

他ならぬ朝連強制解散の一当事者である占領当局の手を通してのみ包括的な史料群に接触できるという事実は、現代史がもたらした残酷な皮肉というほか無いが、プランゲ文庫所蔵史料を利用した在日朝鮮人史研究もすでに現れており⁽¹²⁾、これまでに収集・公刊されている史料にプランゲ文庫所蔵在日朝鮮人発行メディアが加わることの

(2) 検閲について

GHQは進駐して間もなくの四五年九月三日、民間検閲局内にPPB(Press, Pictorial&Broadcast)を設置、四九年一月の完全廃止まで、日本国内のメディアの検閲を行つた。プランゲ文庫所蔵史料を見ると、提出された記事のゲラに“DELETED”や“SUPPRESS”などのスタンプが押されているのを確認することができ、事前検閲においていかなる内容の記事が問題とされたのかを知ることができる。ここに収録した新聞の多くも事前検閲を受けていたが、検閲に「諜報」としての価値を認めるG-2のウイロビーらの推進により、新聞も四八年七月頃から段階的に事後検閲へ切り替えられることになる⁽¹³⁾。

事後検閲への移行は四つのグループに分けて行われたが、収録した史料のうち『国際タイムス』は第一グループ(東京の主要メディア。四八年七月一五日移行)、『世界新聞』が第二グループ(東京の残りと大阪のメディア。四八年七月一七日以降)、『朝鮮新聞』が第三グループ

(業界紙やマイナーな新聞。四八年七月二一日以降)、『解放新聞』、『民青時報』が第四グループ(左翼系紙。四八年七月二五日以降)に振り分けられ、それぞれ事後検閲へ移行した。⁽¹⁴⁾ 収録した記事のほとんどは東京裁判判決前後の四年一月以降のものであるため、事前検閲の対象にはないといふと思われる。プランゲ文庫所蔵史料にもその痕跡は無いが、史料⁽⁵⁾⁽⁶⁾などにはペンによる囲みに加え、

極東国際軍事裁判 (International Military Tribunal for the Far East) の略語である“IMTFE”的文字が記されている。P.P.Bによるこれらチエックが各紙の評価にどのような影響を与えたのかは定かではないが、東京裁判関連記事に注目していた跡が伺える(ちなみに、後述する『世界経済新聞』のコラムも、一部チエックの上で“IMTFE”的文字が記されている)。

3 東京裁判をめぐる 在日朝鮮人発行新聞・機関紙の論調

(1) 朝連系機関紙・新聞の論調

ここに収録した史料は十一種類の在日朝鮮人発行新聞・機関紙からなる。以下、各紙と論説について概観する

『民衆新聞』(史料①)は当初『朝鮮民衆新聞』の名前

が、その前提として朝鮮語／日本語活字の問題について触れておきたい。

史料のうち朝鮮語活字による朝鮮語紙は三紙のみである。もちろん、新聞には日本人を読者対象として想定したものもあるが、これは当時の日本における朝鮮語活版印刷の困難さを表しておる。また、民族団体では機関紙の朝鮮語化に特別な意義を見出していた。例えば、『朝連中央時報』は終始紙面の朝鮮語化を目標に掲げていたが、実際にそれが一部達成されたのは四九年三月二一日付であった。同紙朝鮮語版出版にあたっての文中において、「산하(山河)」という字を日本語音の「さんが」としてではなく朝鮮語の音として理解できるよう、できるだけ漢字も使わないようにすると明言している。⁽¹⁵⁾ 当時の新聞・機関紙の朝鮮語化が、単なる技術的な問題に留まらない意味を与えられていたことをあらかじめ確認しておきたい。

で一九四五年十月十日に創刊、代表・編集発行人は金桂淡（後に金天海）、主筆は金斗鎔、発行部数三万部の旬刊・朝鮮語紙であつた。⁽¹⁶⁾

史料①の社説は収録したもののなかでは唯一裁判開廷時のものである。社説はキーナン主席検事の陳述に触れ、指導者責任が明確化したことと高く評価した上で、

日本による朝鮮侵略の事実に言及している。とりわけこの社説は中国、フランス、ルーマニアなどでの「自らの国を敵国に売」つた者に対する裁判に触れ、これを機に朝鮮人のなかの「民族反逆者、親日派」を人民裁判にかけることを「三千万同胞」に呼びかけていることが注目される。同紙主筆の金斗鎔はすでに一九四七年に『日本に於ける反朝鮮民族運動史』（郷土書房）を出版し、相愛会などの融和団体や、協和会・興生会などの戦時期の在日朝鮮人統制組織に関った朝鮮人の親日行為を暴露している。こうしたなかで、戦犯裁判と「親日派、民族反逆者」処罰をリンクさせる認識が示されたといえる。

『解放新聞』（史料③）は、『民衆新聞』が大阪の『大衆新聞』と合同して『ワリ新聞』となつた後、四六年九月一日に改称したものである。『解放新聞』は五万部を發

行し、定期購読者は東京で四〇四〇部、大阪で三一〇〇部であつたという。⁽¹⁷⁾『民衆新聞』は朝連の直接の機関紙というわけではないが、朝連結成に中心的に関わったメンバーによつて編集部が構成されており、後続紙の『解放新聞』と共に、朝連系の朝鮮語新聞として大きな影響力を誇つたといえる。

史料③の社説は東京裁判判決直後に書かれたものである。ここででは裁判に朝鮮民族の代表者が参加できなかつたことや、被告に反省の色が見えないことに触れつつ、それより重要なこととして「日本の侵略的国家としての蘇生を防止しようとするならば、天皇の廁断無しには不可能」として、天皇が訴追されていないことを強く批判している。また、日本の「侵略的国家としての蘇生」の問題が、「朝鮮人教育事件」など、現在の日本政府・占領当局による弾圧と結び付けられて批判されている。

『朝連中央時報』（史料④）は一九四七年八月一六日に創刊された朝連中央総本部の機関紙であり、それ以前に発行されていた『朝連会報』、『朝連時報』、『朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』を引き継いだものである。⁽¹⁸⁾ G HQの民間検閲局によれば『朝連中央時報』の発行部数

は二万部⁽¹⁹⁾、朝連の報告によれば四八年十月現在で延べ発行部数五九万二千部となつてゐる。⁽²⁰⁾創刊当初は朝鮮語であつたが、第五号より日本語に変更、その後再び朝鮮語版を実現、発行間隔も週刊から五日刊、三日刊、隔日刊となつた。『民青時報』（史料⑧）は一九四七年七月五日に創刊された朝連の傘下青年団体・民青の日本語機関紙で、発行部数は一万五千部、旬刊⁽²¹⁾であつた。

史料④、史料⑧はいづれも朝連の東京裁判に対する見解を示したものといえる。史料④は判決の重視すべき点として「平和に対する罪」と指導者責任の確立を挙げ、

一九二八年以来の日本侵略に明確な判定を下したことを評価している。その一方で、①判決に対しボツダム宣言第六項の原則が不徹底であり、「全被告に対して最も厳重なる処刑をなすべき」こと、②日本の海外侵略の規定は「一九〇五年の所謂『日韓保護条約』から遡及しなければ」ならないこと、③A級戦犯以外の「潜在戦犯の摘発の徹底化」が必要なことを指摘、判決にこれを要求した。

また史料⑧は判決後の朝連議長団（一九四八年十月現在の議長団は尹槿、金民化、申鴻湜、韓德銖、姜信昌の五名⁽²²⁾）声明の転載であり、朝連の対外的な公式見解であ

る。ここでは南次郎、小磯国昭前総督が絞首刑にならなかつたことを例に挙げ、「犯罪の構成を不戦条約の違反から追及したために、約半世紀にわたる日本帝国主義者と軍閥その支持者どもの野獸的な虐虐のもとに、その独立と自由と文化の最後の一一片までもじゆりんされた、わが祖国朝鮮に対する侵略は全然起訴状にはふれていなかつた」ことを批判した。そして①天皇が裁かれるべきであり、でなければ「真に打ち解けた心からの講和」はできないこと、②日本国民自ら戦犯を裁くべきにもかかわらず、同情論があること、③A、B、C級以外にも戦犯的因素があること、特に吉田茂が名指されて批判的に指摘されている。また「連合国の独特な一力国のみに偏重する」ことは日本のためにならない、と暗に米国を批判している点が注目される。史料③でも指摘したように、こには米国のもとで戦犯処罰が曖昧になつてゐることと、同時に在日朝鮮人弾圧が深刻化してゐることに対する危機意識が見て取れる。

『朝聯神奈川』（史料⑫）は旬刊で発行されていた朝連神奈川県本部の日本語機関紙である。史料⑪は、徵用や志願兵・徵兵制実施、そして皇民化政策などの戦時期の

政策を批判し、南・小磯が終身刑となつたことを批判している。

ここで「二人がA級戦犯として逮捕される時に

は「朝鮮において暴政を施いた」条項も含まれていた」とあるが、確かに、戦犯容疑者逮捕の時点で、政府に提出されたG H Q諜報部蒐集情報を伝えた『朝日新聞』の

うちの南次郎の項目は、「朝鮮に圧政行う」の小見出しで「一九三六年から一九四二年までは朝鮮総督として圧政を行つた」と記されている。⁽²³⁾

総じて朝連系の各紙の論調を見ると、判決が植民地支配にまで遡つていないこと、天皇が裁かれていないこと、戦犯裁判自体が不徹底であることに加え、いま目前に迫つてゐる朝鮮人弾圧とリンクさせて東京裁判を論じている点に特徴がある。実際、一九四八年四月には阪神教育闘争を初め日本政府・占領当局による教育弾圧が頂点に達した他、一九四八年十月に開かれた朝連第五回全体大会には、朝鮮民主主義人民共和国の国旗掲揚を口実に警察が乱入するなど、政府・占領当局との対立は鋭いものになつてゐた。東京裁判の位置づけにも、こうした目前に迫つた危機感が反映してゐるといえるだろう。

(2) 民団・建青、韓国系一般紙の論調

『民主新聞』(史料⑩)は在日本朝鮮居留民団⁽²⁴⁾八月からは在日本大韓民国居留民団。(以下、民団)の週刊の日本語機関紙で、それ以前の『民団ニュース』、『民団新聞』を引き継いだものである。

史料⑩は團長である朴烈による判決に対する談話である。ブランゲ文庫所蔵分のなかでも『民主新聞』は一部欠号があるため、あるいは民団の名による公式の声明があるのかもしれないが、今回は掲載できなかつた。朴烈の論説の特徴は、裁判が教えるものを「世界」、「日本人の場合」、「韓国としての立場」に分け、日本人については「侵略戦争遂行者が犯罪における首犯者ならば国民はその共犯者」であり、「戦争に賛同しなかつた者と雖もこれに徹底的反抗を示さなかつた以上、殺人ほう助罪に問われるべきではないか」と主張している。また日本政府が判決に対し声明を出さなかつたことを批判している。一方、「韓国としての立場」においては、前民族の「内省」を要望し、「左翼小児病患者がもつ、公式論乃至感情論」を批判、また、日本帝国主義の残滓の温存に注意を促し

ている。同時期に出された他の韓国系新聞が触れている
韓国政府の戦犯引渡し要求については触れていない。

『朝鮮新聞』（史料⑬⑭）は四六年三月に創刊された、
朝鮮建国促進青年同盟⁽²⁵⁾（以下、建青）の機関紙である。⁽²⁶⁾

四七年八月二三日付『民団新聞』には李允求の名で朝鮮
新聞社の広告が掲載されているが⁽²⁷⁾、その後金斗鉢、文東
建に続き、四八年十月二八、二九日に開かれた建青第八
回大会で史料⑯の筆者でもある金琮斗が社長・編集兼發
行人に就任した。⁽²⁸⁾ 四八年十月現在で発行部数は一万二千
部である。⁽²⁹⁾

史料⑯は創氏改名、志願兵制度、徵用制度、皇民化な
どの戦時期政策を批判すると同時に、南、小磯に対する
処罰の不徹底を批判している。ここで注目すべきは、韓
国系の新聞の多くが触れている韓国外務部長張沢相の戦
犯引渡し要求であるが、これについては後述する。

史料⑯は日本の帝国主義侵略思想が明治以来一貫して
いることを指摘し、東条英機が判決を受ける際に「日本
人觀衆が拍手した一幕」に触れて、「ここに日本人の反省
度の不足、それによつて将来再起を懸念される禍根」が
あると批判している。東条英機の人気は、自殺未遂によ

り一旦は急落したが、裁判の過程で東条の陳述が始まると
再び上昇したといわれている⁽³⁰⁾。 こうした日本社会の世論
に対する憤りが、再び日本人全体の責任を問う声を起させ
たといえるだろう。筆者の金琮斗は他の社説で韓国の国
連承認について、「韓国が今次の承認を契機として、アジア
における反共の防共体制の一翼となるために日本との結合
を進めてはならない」と主張するなど、韓国を支持しつ
つも日本に対しては批判的な立場を取つていたようだ。⁽³¹⁾

『国際日日新聞』（史料②⑤⑥）は事業家・朴魯楨が發
行した日本語紙で、発行部数は二万七千部であつた。⁽³²⁾ 朴
魯楨は他にも複数の新聞を經營した他、民団の活動にも
参加した。民団神奈川本部團長⁽³³⁾や建青と共に組まれた
外国人登録問題委員会同盟の民団側委員⁽³⁴⁾にその名が見
え、四七年十月一、二日の民団第二次定期全体大会では
民団副議長に選出⁽³⁵⁾、四八年九月四日の第五回大会でも無
任所部長に選ばれた他⁽³⁶⁾、各種文化団体の要職についてい
た。G H Qの民間検閲局は『国際日日新聞』を「右派」
とみなしていたという。⁽³⁷⁾

史料②はA級戦犯に下されるであろう判決を全面的に
支持し、史料⑤はそれを朝鮮民族の教訓とせよとの内容

だが、日本陸軍の夜郎自大に、海軍の情勢認識の正確さを対置する、いわゆる「海軍史観」に立つものである点が注目される。史料⑥は、植民地支配の問題に触れつつも「もうそれをいうまい」とし、日本による支配は「ものはや過去の歴史の一コマにすぎない」と追及の必要を認めていらない。ここに挙げた論調のなかでは珍しく、判決の全面的な受け入れを主張している。

民団については上述したように団体としての立場が判然としないのではつきりとは言えないが、ここに挙げた史料の限りでは、総じて民団及び民団系の一般紙の論調は植民地支配には触れつつも、判決に対する批判は避け、東京裁判の示した判断に従うことが主張されている点に特徴があるといえる。それに対して建青の立場は判決が植民地支配の問題を扱わなかつたことに対し極めて批判的であり、民団・建青の間には判決に対する姿勢に差異が見えるといえるだろう。

(3) 韓国政府の戦犯引渡し要求問題

先に挙げた史料⑬の他、韓国系の新聞の多くが触れて

いる重要な問題として、韓国外務部長張沢相の戦犯引渡し要求がある。

すでに述べたように、前朝鮮総督であつた南次郎と小磯国昭には絞首刑の判決が下された。これに對して、一九四八年一月一九日、韓国の張沢相外務部長官は、記者に対し東京裁判判決に対する見解として、「審判国側の日本戦犯に対する認識が不足している」と指摘し、「朝鮮関係戦犯者については当然韓国人側の発言を要することが当然なのにもかかわらず、何らの被害調査や質問が無しに判決が下されたことを批判、「われわれは当然に連合国戦犯審判官に対し朝鮮関係戦犯者の再審査を要求する権利を保有する」と語った。⁽³⁸⁾ また同二二日に具体的に南次郎、小磯国昭前朝鮮総督を名指し、二二八日にはこれに板垣征四郎元朝鮮軍司令官を加え、これらを国連承認後、すぐに韓国で「人道に反する罪」により裁くと記者らに語つた。⁽³⁹⁾ 前掲の史料⑬はこれに対し全面的な賛意を表明している。朝鮮民主主義人民共和国支持を表明していた朝連系メディアはこの問題については触れておらず、広い意味で大韓民国に近い各紙がこの問題を取り上げていてため、以下概観したい。

『新世界新聞』（史料⑨）は、大津、京都、大阪などで発行されていた民族紙四社の合同により、四六年五月に創刊された『朝鮮新報』を前身とする朝鮮語新聞である。⁽⁴⁰⁾

当初、朝鮮新報社は朝鮮語の『朝鮮新報』と日本語の『新世界新聞』を発行していたが、社長の柳洙鉉の独断的な運営への反発から内紛が生じ、柳洙鉉らは四八年七月一九日に『朝鮮新報』を『新世界新聞』（朝鮮語版）と改題して発行、反柳洙鉉グループは『新朝鮮新報』を発行した。ここに紹介する『新世界新聞』は分裂騒動の後に発行された朝鮮語版である。柳洙鉉は民団大阪本部の執行部を務めており、分裂後の『新世界新聞』も民団系の新聞とみてよいだろう。朝鮮語版『新世界新聞』は四十年代後半には発行部数七万五千部を誇ったが、一九五一年三月に『日本経済新聞』に統合された。

史料⑨は韓国政府の要求に戦犯引渡し要求に賛意を示し、東京裁判が「勝者の裁き」ではなく「文明と人道の名における世紀の裁判であった以上、そこには人道の被害者である韓国人も参加する権利がある」と主張している。これは東京裁判の意義を鋭く衝いた批判であるといえるだろう。なお、ここで触れられている中国の「日本

人戦犯裁判」とは、四六年四月に北京で国民政府が始まえた戦犯裁判であると思われる。⁽⁴¹⁾

『国際タイムス』（史料⑪）は許雲龍によつて四六年四月一日に設立された朝鮮国際タイムス社が東京で発行した、国際記事を中心とした日本語の夕刊紙である。⁽⁴²⁾ 在日朝鮮人と日本人を対象とし、十万部の発行部数を誇る「在日朝鮮人メディアのなかで圧倒的な存在感を誇っていた」（小林聰明）新聞であった。同紙は東京のみならず全国各地に流通、また南朝鮮にも送られていた。①朝鮮独立と日本民主化への貢献、②日本と朝鮮両民族の提携と強調、③在日朝鮮人の指導啓蒙と日本人の既成概念払拭を編集方針とし、四八年には朝鮮で進められた南北協商に好意的な立場を取つたという。

史料⑪も張群⁽⁴³⁾の日本訪問に触れる一方、「経済新聞の某紙」に反論するかたちで戦犯引渡し要求問題に触れている。同紙で批判されている「経済新聞の某紙」は、東京で発行されていた夕刊紙『世界経済新聞』である。ここで『世界経済新聞』について簡単に説明しておこう。

『世界経済新聞』の前身は「眞実なる世界状勢の報道、世界状勢の公正適確なる解説批判、世界文化の紹介」を

編集方針として一九四六年八月一五日に創刊された『世界日報』である。⁽⁴⁴⁾ 同紙は東京を中心に朝刊七万部を発行

していたが、四八年十月一日に『世界経済新聞』へと改

題、社是を「日本民族の民主的復興に協力し世界恒久平和に貢献する」、「左右に偏せず中正独自の道を歩み強き

責任感と高き気品保持に努める」、「国際ニュースを中心として主読紙として日本新文化の建設に最善を尽す」こ

ととした。⁽⁴⁵⁾ 社長の横田実、主筆の波田（波多）尚、副主

筆の半谷高雄は、いざれも戦前に日本電気通信社（電通）

・同盟通信社に勤めた経歴を持ち、また二者とも戦時期

には中国にいたことから、これら旧同盟系の中国人脈が

『世界日報』に結集したと考えられる。⁽⁴⁶⁾ なお、その後、

五〇年に世界経済新聞社は大阪の産業経済新聞社（現在

の産経新聞社）に買収され、五一年には紙名も『産業経済新聞』に改題された。⁽⁴⁷⁾ 先に挙げた三人もそれぞれ産経

新聞東京本社副社長、編集局長、論説委員長に就任して

いる。

史料⑪が批判しているのは一九四八年一月二四日付に掲載されたコラム「天鼓」であるが、匿名のため筆者は特定できない（史料⑪には「二十二日付」とあるが誤

りである）。参考までにコラムの全文を以下に掲げる（なお、引用文中下線部は史料⑪が触れている箇所である）。

朝鮮の当局は南や小磯の刑が寛大すぎるといつて中國の如くに裁判に参加させよ、という意味を述べたと報ぜられる▼対馬を割譲せよと言われた事、内地で屢々日本人が朝鮮人にブンなぐられていた実状等から見ると日本に対する朝鮮人の意氣がどの位のものであるかが察せられよう▼この分でゆくとしまいには九州をよこせというような事にならぬとも限らぬ、良い人が朝鮮へ行つて本当に朝鮮の発展のために働いた実例もあるが、他方口クでもない者が行つて随分アコギなことも働いたから民族的な憤激を形成していくとみなくてはならぬ▼これが勝てば官軍思想で征服者として抑えていただけでようやく爆発せずに（時には万歳騒ぎの様に表面化した事もあるが）来た。敗戦はこの弾圧を取り除いたから自由朝鮮は婦人解放と同様しばらく矯激になるのは止むを得なかろう▼隣国との事端は今日迄にかくの如しである、明日、明後日の事態が想いやられる、これ

すべて今日の絞首刑終身刑の諸君が内乱を惧れて外乱へ持つて行つた浅慮の致すところである▼朝鮮のあなどりをいきどおることを止めよ、われわれは戦わざる前に既に今日あるを予見し明治初年に復する結末を切言し、終始憲兵隊に追つかれ廻された、幸にして殺されるのを免れたが、好戦論者と同様に多くの世界から終身刑のようにさいなまれる事に変りはない▼されば、われわれが戦争責任者を英雄視したり同情したりする一部の者に極度の輕蔑と憎悪を持つのは理屈と感情に於て筋が通るものである、われわれはしかし不平は言わぬ、好戦論者の犠牲になつて世界から締め木に掛けられる如き終身刑を甘受する

史料⑪が批判しているように、ここでは戦犯引渡しが対馬返還要求と結び付けられ、果ては九州を要求されるのではないかというように解釈されている。また「内地で屢々日本人が朝鮮人にブンなぐられていた実状〔傍点引用者〕」なるものが引き合いに出されているように、このコラムは朝鮮人に日本人が「被害」を受けていることの一環として戦犯引渡しを解釈している。これに対し史料⑪は朝鮮民族は一貫して反帝反戦闘争を繰り広げていたのであり、「勝てば官軍思想」から戦犯引渡し要求をしているのではないこと、コラムの立場は「敗北主義」であり、日本の徹底した民主化が望まれることを主張している。

また、注目すべき点として、同社説は「ただ重要なことは朝鮮民族の意見を代表する責任においてのみそれらの要求は正当化されるであろう。両戦犯の身柄要求といい、対馬返還問題といい、こうした観点からいえばいくぶん曖昧なところもある」として暗に韓国政府の代表性に留保をしていることが挙げられる。必ずしも韓国政府べつたりの立場ではないところから、戦犯引渡しに賛意を示したものとして注目される。

『文教新聞』(史料⑮)は四七年九月一五日に創刊された朝鮮文化教育会⁽⁴⁹⁾の機関紙である。同紙の編集兼発行人は朝鮮文化教育会の会長でもある崔鮮⁽⁵⁰⁾が務め、五万部を発行した。史料⑯もこの問題に対しても賛意を示し、それに加えて日本国民自身が「過去の歩みの偽瞞性、侵略性、野蛮性、破壊性をくまなく把握し、検討する」こと

と、「戦争放棄を誓った新憲法の精神」を活かすことを求めた（なお、『文教新聞』の社説・論説の多くは崔鮮が執筆しており、その多くは後に『背理への反抗』に収められたが、同書にはこの論説は収録されていない）。

南、小磯、板垣の韓国政府による「人道に対する罪」に基づいた処罰という提案は、ある意味では東京裁判が設定した「侵略戦争」の時間軸の範囲内で植民地支配の問題を扱おうとするギリギリの要求であったともいえる。今のところこれら戦犯が引渡されたという事実は確認できておらず、この問題がその後どのように終息したのかについても、その後の報道が無いため判然としないため、今後の研究課題となるだろう。また、ここで問題にされた東京裁判への朝鮮民族代表の不参加問題については、その後の対日講和条約時まで尾を引き、結局植民地問題を取上げられることを嫌つた英國と日本の反対により、朝鮮民主主義人民共和国はもとより、韓国政府の講和會議出席も実現しなかつたことも想起されるべきだろう。⁽⁵¹⁾。

以上、個々の論説について概観したが、まとめとして掲載した論説全体を貫く共通点を確認しておこう。

その第一に挙げられるのは、いずれもが東京裁判が「平和に対する罪」という新たな概念を用いて、戦犯を裁いたことを評価している点である。後に見るように各論説は様々な角度から裁判を批判するが、そのいずれもが戦争責任解消論に立つ批判ではなく、追及の不充分さを指摘するものであったといえる。

第二の特徴は、論説の多くが日本の朝鮮植民地支配に言及しつつ、判決への評価を行つていていることである。

史料②は日清・日露戦争からの日本の侵略に言及しており、史料④は日本の海外侵略の規定を一九〇五年の「乙巳保護條約（第二次日韓協約）」にまで遡るべきだと主張している。また、史料⑧は三一運動、間島事件、そして関東大震災時の朝鮮人虐殺に触れ、「朝鮮の侵略については不間に付し、一言半句も言及していないばかりか、われわれの意見すらも傾聴する誠意が無かつたことを遺憾に思わざるを得ない」としている。すでに述べたように東京裁判は植民地支配については裁くことは無かつたが、各論説は始点にこそ若干の相違があるものの、東京裁判

4 まとめと展望

の抱えるこの問題について批判を展開していたことが確認される。

植民地支配を問題にするにあたって、植民地支配そのものに対して批判すること（＝反植民地主義）と、植民地統治における特定の政策を批判すること（＝総督政治批判）の結合の仕方は、植民地支配に関する認識において重大な分岐を生むと考えられる。例えば丸山真男は植民地の問題について「過去の歴史について、謝罪すべき問題と、そうでない問題があると思うのです。よく言わることだけ、帝国主義国で、謝罪した国があるかといえば、ありませんね。いつ一体イギリスはインドに謝罪したか。いつドイツは膠州湾について謝罪したか。いつもソ連はツアール・ロシアのやつたことに謝罪したか。

こういうことと、たとえば、朝鮮人の強制連行など、植民地支配の下で行われた人権侵害とは基本的に違う。それは無条件にきちんと謝罪すべきことです」と語っている。⁽⁵²⁾これは植民地支配下の「人権侵害」と、植民地支配そのものを峻別し、前者のみを問題とする典型的な認識といえる。

多くの論説が、戦時期における朝鮮総督府の政策批判

から植民地支配そのものの批判へと展開し、丸山のいう「過去」ではなく同時代に謝罪を求めていることは注目されるべきだろう。ただ、南・小磯・板垣らの引き渡し要求はある意味では戦時期の総督政治批判に限定する視点を内に孕むものともいえ、今後の認識の推移のなかで反植民地主義と総督政治批判がどのように結合・分離されていくのかについては検討が必要だろう。

第三の特徴は、有罪となつた戦犯のみならず、侵略戦争を許した日本人総体の責任を問題にしていることである。これは特に在日朝鮮人が日本に居住し、その空気を肌で実感していたこととも関係があると思われる。史料篇には掲載しなかつたものだが、東京裁判に関連した『文教新聞』の以下のコラムはそれをよく伝えている。⁽⁵³⁾

「過去は止むを得ないがこれからは仲良くして行きたいのです」とはよく耳にする言葉である。風みどり氏も之に両手を挙げて賛成である。

だが事態はこんなに簡単であろうか。拳を振るいもう立上がりえない迄に叩きのめしておきながら謝罪の言葉の一片すら述べずこんどは握手しようという。

叩いた方はそれでもよいが、撲られた側は易々と心が解けない。戦後中国の蔣総統が述べた有名な言葉に「暴に対し暴に報ゆるべからず」とあるが、吾々としても今更それを撲り返すという程狭量ではないが、このエゴイズムには一寸我慢できない。東条

以下七名の絞首刑判決に対しても「氣の毒だ、氣の毒だ」となげく人種だから非難する方が無理かも知れない。まして「目色の違う人種と違つて同じ東洋人同志ですからね」と言うにおいておやである。

このコラムでも東條に同情を示す日本の世論を横目に見てのいらだちと、戦争責任の受け止め方に対する不安が率直に現れているといえる。また、「東洋人同志」ということで、「目色の違う人種」による裁判への批判に同調を求めてくる日本人への鋭い批判が投げかけられている。多くの論説が日本人の戦争協力の責任に触れているのは、日本社会で直にこうした空気に触れていたことによるものともいえるだろう。

第四の特徴は、日本の民主化が戦後世界の安定のために必須であることを強調していることである。ただ、こ

れは「戦後世界」をどのよう認識するかによつて立場が変わるといえる。朝連系各紙が目前の弾圧と関連づけて東京裁判の不徹底を批判していたことは、こうした文脈のなかで理解されるべきだろう。

各論説が共通して言及していない視点についても触れておきたい。それは、日本軍性奴隸制に代表される戦時性暴力への言及が一切無いことである。東京裁判では戦時性暴力について部分的に事実認定を行つていたが、それは植民地支配とはリンクされないかたちでのものであつた⁽⁵⁴⁾。全論説が植民地支配に対する言及をしており、志願兵制度、徵兵制度、強制連行、創氏改名などの事実には触れながらも、これについての言及は一切無かつたといつていい。

そして、各論説のなかでその評価が錯綜している問題として、戦時期に日本の侵略戦争に加担させられてしまつた朝鮮人の問題がある。史料①や史料⑨は「親日派、民族反逆者」や「通敵者」に関する人民裁判について肯定的に言及しているが、より下位に組み込まれた朝鮮人に関しては言及が無い。その代表的な存在はいわゆる朝鮮人B.C級戦犯であるといえ、朝鮮内においては、すで

に一九四七年の時点では朝鮮人軍属が南方で戦犯として裁かれていた事実と、裁かれた者の名簿が報道されている。⁽⁵⁵⁾

これについてはあまり言及はないが、わずかに史料⑬に「俘虜に対する残虐行為が最も大きい人道に対する罪悪ならば何んの罪もない純心な青年をだまして無理矢理に戦場にひっぱり出して殺した罪こそ最大の罪なのである」として、兵隊として動員すること自体が「人道に対する罪悪」であるという認識が示されていることを指摘しておきたい。

なお、ここに挙げたものは史料の性格上、在日朝鮮人の活動家や言論人、インテリによる東京裁判論の一部である。在日朝鮮人全体のなかで東京裁判がどのように認識されたのか、また史料⑪にあるような他の日本人発行新聞との論争や交渉はどのようなものだったのかについては、今後一層の研究が進められなければならないだろう。冒頭に上げた「もう一つの東京裁判史観」がいかに日本社会全体の歴史認識を緊縛したのかという問題も、そうした作業のなかで解明されていくべきであろう。本史料がこうした作業の第一歩になれば幸いである。

【注】

- (1) 荒井信一は一九七三年の段階で、東京裁判が「平和に対する罪」にのみ焦点を絞り、「たとえば強制連行した中国人・朝鮮人などを工場・鉱山などで非人道的に酷使したことなど『人道に対する罪』のみで、直接『平和に対する罪』には関係ないような人は、被告から除外される結果となつた」ことを指摘している（荒井信一「戦争責任について」「『現代歴史学と教科書裁判』青木書店、一九七三年、引用は同『現代史におけるアジア——帝国主義と日本の戦争責任』青木書店、一九七七年、四四頁）。
- （2）大沼保昭は、東京裁判が「植民地主義体制下の伝統国際法の最後の段階で行われた」とし、裁判をみるにあたつ

て、判事を「送ることを許されなかつた国の視点も確保しなければならない」ことを指摘した（大沼保昭『文明の裁き』対『勝者の裁き』を超えて）『東京裁判・戦争責任・戦後責任』東信堂、二〇〇七年、一二〇頁）。なお、この論点は、「人道に対する罪」を重視したニユルンベルク裁判に対しても提起されている。フランス領マルティニック諸島出身の作家であり、フランスの国會議員でもあつたエメ・セゼールが一九五〇年に書いた『植民地主義論』は、その代表的なものである。彼は、ヨーロッパ諸国は「人道に対する罪」でナチスを裁いたが、自らが数百年間続いている植民地支配について同じ罪によつて裁かれなければならないとヨーロッパの植民地主義を痛烈に批判した（エメ・セゼール、砂野幸穂訳『帰郷ノート 植民地主義論』平凡社ライブラリー、二〇〇四年）。こうした声は時と共に増えこそすれ、決して減つてはいらない。現代の批判についてはロザリア・ブリュメル（菊池恵介訳）『白人どもの野蛮——人道に対する罪と補償の義務』『季刊前夜』第六号、二〇〇六年一月参照。

(3) 内海愛子『朝鮮人BC級戦犯の記録』（勁草書房、一九八二年）など。
(4) 林博史『BC級戦犯裁判』（岩波書店、二〇〇五年）、同

〔慰安婦〕問題と戦犯裁判」『現代思想』三五巻十号、青土社、二〇〇七年八月、戸谷由麻「東京裁判における戦争犯罪訴追と判決——南京事件と性奴隸制に対する國家指導者責任を中心に」笠原十九司・吉田裕編『現代歴史学と南京事件』（柏書房、二〇〇六年）。

(5) 荒敬「東京裁判・戦争責任論の潮流」『日本占領史研究序説』（柏書房、一九九四年）、吉田裕「占領期における戦争責任論」『現代歴史学と戦争責任』（青木書店、一九九七年）、赤沢史朗「象徴天皇制の形成と戦争責任論」『歴史評論』三一五号、一九七六年七月。

(6) 前掲吉田「占領期における戦争責任論」一九六頁
(7) 「長文連氏 世田谷区議選に立候補」『朝鮮人生活権擁護委員会ニュース』一九四七年四月二〇日付
(8) 高橋哲哉「もう一つの『東京裁判史観』」前掲『現代思想』三五巻十号。

(9) なお、これら公刊された史料集は朴慶植氏のコレクションの一部分に過ぎない。朴慶植氏の遺した史料群は現在、滋賀県立大学朴慶植文庫に収められている。

(10) 現在は国立国会図書館憲政史料室で同文庫のマイクロ史料の閲覧が可能となつていて。また、プランゲ文庫所蔵全雑誌と一部の新聞については「占領期新聞・雑誌情報データベース」（一〇世紀メディア研究所）<http://pran>

gedb.kclx.jp/で検索できる。

(11) プランゲ文庫所蔵在日朝鮮人発行メディアとその意義については、宮本正明「解放後在日朝鮮人史研究とプランゲ文庫・覚書」『占領期の言論・出版と文化——〈プランゲ文庫〉展・シンポジウムの記録』（早稲田大学・立命館大学、二〇〇〇年）、小林聰明『ブックレット《アジアを学ぼう》⑤ 在日朝鮮人のメディア空間 GHQ 占領期における新聞発行とそのダイナミズム』（風響社、二〇〇七年）を参照。上記『集成』とプランゲ文庫所蔵分の関係については、『集成』八〇十巻の「『朝鮮人刊行新聞・雑誌』解題」（宮本正明執筆）を参照。

プランゲ文庫所蔵の在日朝鮮人発行メディアについては、春原昭彦「占領軍の検閲活動と新聞——一九四五—一九四八年」『コミュニケーション研究』第一六号（一九八六年）や、小林知子「GHQによる在日朝鮮人刊行雑誌の検閲」『在日朝鮮人史研究』第二二号（緑陰書房、一九九二年）などが早い段階から言及している。プランゲ文庫を使用した在日朝鮮人史研究としては、前掲宮本「解放後在日朝鮮人史研究とプランゲ文庫・覚書」、前掲小林「在日朝鮮人のメディア空間」の他、小林聰明「在日朝鮮人メディア研究序説——GHQ占領下における在日朝鮮人新聞の成立と変容」『マス・コミュニケーション・ショ

(12) ン研究』第六一号（二〇〇一年）、拙稿「『解放』後在日本朝鮮人運動における活動家層の形成——在日本朝鮮人連盟を中心に」一橋大学大学院社会学研究科修士論文（二〇〇五年）、同『『解放』直後在日本朝鮮人自衛組織に関する一考察——朝連自治隊を中心に』『朝鮮史研究会論文集』四四号（緑陰書房、二〇〇六年）、同「一九四八年の『朝鮮戦争』——非常事態宣言下の神戸と在日朝鮮人」中野敏男・波平恒男・屋嘉比収・李孝徳編『沖縄の占領と日本の復興 植民地主義はいかに継続したか』（青弓社、二〇〇六年）、同『『解放』後在日本朝鮮人運動と参政権問題——『正当な外国人待遇』をめぐって』『学術論文集』第二六集（朝鮮奨学会、二〇〇七年）、村上尚子「プランゲ文庫所蔵の在日朝鮮人刊行新聞にみる済州四・三認識 一九四八—一九四九』『在日朝鮮人史研究』三五号（緑陰書房、二〇〇五年）、鄭祐宗「朝鮮解放直後期における在日朝鮮人の生活と運動——一九四七年の大阪地方を事例として』大阪大学大学院文学研究科修士論文（二〇〇八年）、金耿昊「解放後在日本朝鮮人運動における生活権闘争の一過程——神奈川県地域における在日本朝鮮人連盟の活動を中心に」東京学芸大学教育学部学士論文（二〇〇八年）などがある。

(13) 山本武利『占領期メディア分析』（法政大学出版局、一

(14) 九九六年）三二二頁。

同右書、三一五、三一六頁。

(15) (14) 金四哲「國文版を出すにあたつて」『朝鮮語』『朝連中央時報』一九四九年三月二一日付。

(16) 前掲小林『在日朝鮮人のメディア空間』九頁。同右書一六頁。

(17) (16) 朝連は一九四五五年十月十五日に結成された在日朝鮮人団

体で、朝鮮人の帰還援助や民生安定、戦時労働に対する未払い賃金要求、民族教育などを手がけた。四八年十月

現在で全国各都道府県本部以下、六二六の支部、一九九六の分会、五六六の初等学院を擁し、公称盟員数五三万を誇る当時最大の民族団体であったといえる（一九四八年度『朝聯第五回全体大会提出報告書』『集成』一巻）。

政治的にはモスクワ協定に沿つた朝鮮独立案と南北協商を支持し、朝鮮民主主義民族戦線、祖国統一民主主義戦線の傘下団体であり、朝鮮民主主義人民共和国成立後はこれを支持した（朝連の朝鮮建国路線については小林知子『八・一五直後における在日朝鮮人と新朝鮮建設の課題——在日朝鮮人連盟の活動を中心にして』『在日朝鮮人史研究』二二号、緑陰書房、一九九一年参照）。

(18) (17) (16) 宮本正明『朝鮮人刊行新聞・雑誌』解題『集成』八巻、二頁、『民青時報』の創刊日と発行部数についても同參

照。

前掲「一九四八年度 朝聯第五回全体大会提出活動報告書」二二頁。

(20) (21) 同右、一二二頁。

(22) (21) 「新任中央常任委員」『朝連中央時報』一九四八年一〇月二六日付。

(23) (22) 「十一氏に逮捕命令」『朝日新聞』一九四五年一一月二〇日付。

(24) (23) 民団は一九四六年十月三日に、親日派として朝連を追放された人士らを中心に組織された新朝鮮建設同盟が発展して結成された団体である。帰国までの在日朝鮮人の民生安定等を目的とし、初代団長朴烈は李承晩を支持、四八年には金九を支持する李康勲らが脱退した。大韓民国樹立後は政府より「在日代表団体」の認定を受けた。

(25) 建青は一九四五五年十一月十六日に、朝鮮を完全な自主独立国とすることを求める青年らによつて結成された団体である。四六年頃から朝連とは敵対的な関係となり、とりわけ同じ青年団体である民青とは度々衝突した。だが、南北分断政権樹立に際して韓国支持派と南北協商派に分裂、四八年十月には協商派の李康勲らが朝鮮統一民主同志会を結成する。また、五〇年には建青自体が韓国の大韓青年団の下部組織・在日大韓青年団へと解消した。

(26) 『在日朝鮮文化年鑑』（朝鮮文芸社、一九四九年）九九頁、『集成』第五卷所収。創刊年月については宋惠媛「在

日朝鮮人文学史一九四五年（一九七〇年）韓国系団体・グループの文化・文学活動」『在日朝鮮人史研究』三四号、二〇〇四年参照。

(27) 『民団新聞』一九四七年八月二三日付。

(28) 「我ら大韓国民！過去の政治路線をすべて真に愛される建青へ」『朝鮮新聞』一九四八年一二月一二日付。

(29) 前掲「一九四八年度 朝聯第五回全体大会提出活動報告書」二二頁。

(30) 前掲荒敬「東京裁判・戦争責任論の潮流」二〇八頁、吉田裕『日本人の戦争観』（岩波現代文庫、二〇〇五年）四二一四六頁。

(31) 金琮斗「喜び、苦しみと共にあれ 大韓民国のゆくべき道」『朝鮮新聞』一九四八年一二月一九日付。

(32) 前掲小林『在日朝鮮人のメディア空間』四二一五三頁。

(33) 『民団新聞』一九四七年二月二八日付、同一一九四七年八月二三日付。

(34) 『民団新聞』一九四七年九月二三日付。

(35) 『民団新聞』一九四七年十月一八日付。
「公認を得て初の大会 在留同胞に新しい指針与う 団長には朴烈氏が重任」『民主新聞』一九四八年十月九日

(26) 付。
前掲小林『在日朝鮮人のメディア空間』四五頁。

(37) (38) (39) 「韓国、南と小磯を要求」『朝日新聞』一九四八年一一月二三日付、「小磯、南、板垣引渡しを要求 韓国外相談」を保留すると表明「朝鮮語」『民主日報』（ソウル）一九四八年一一月二〇日付。

(40) (41) (42) (43) 「張澤相外務長官、韓國は朝鮮関係戦犯再審査要求権利を譲り受けた」『読売新聞』一九四八年一月三〇日付。なお、小磯、南等戦犯 韓国で厳罰要求「朝鮮語」『東亜日報』（ソウル）一九四八年一一月三〇日付では記者に語ったのは二九日となっている。また同記事は板垣の絞首刑の方が国連承認より早いであろうと結んでいる。

前掲小林『在日朝鮮人のメディア空間』二〇一三五頁。

前掲林博史『B-C級戦犯裁判』第三章を参照。

前掲小林『在日朝鮮人のメディア空間』三五一四二頁。
張群（一八八九一一九九〇）：四川省生まれ。知日派として知られる中国国民党の軍人出身政治家。抗日戦争期は軍事委員会秘書、行政院副院長などを務め、内戦敗北後は台湾で總統府秘書長、国防會議秘書長などの要職を歴任した（『近代中国人名辞典』霞山会、一九九五年参考）。張群は一九四八年八月二一日から九月一三日にかけて日本を訪問した。

(44) 日本新聞協会『日本新聞年鑑 昭和二三年』一三五一一三六頁（『占領期新聞資料集成』第一卷、ゆまに書房、二〇〇一年所収）。

(45) 日本新聞協会『日本新聞年鑑 昭和二三、二四年』一三二二頁（『占領期新聞資料集成』第二卷、ゆまに書房、二〇〇一年所収）。

横田の経歷については『20世紀日本人名事典 そくわ』（日外アソシエーツ、二〇〇四年）、波田、半谷については『昭和人名辞典II 第一巻〔東京篇〕』（日本図書センター、一九八九年）を参照した。

(46) 小野秀雄『東京都新聞史 その四 昭和中期および後期』『地方別日本新聞史』（日本新聞協会、一九五六）一五七頁。

「天鼓」『世界経済新聞』一九四八年一月二十四日付。

(47) (48) 朝鮮文化教育会は「文化国家朝鮮」建設を目指として文化教育事業を展開、韓国政府から認定を受けて国定教科書の翻刻発行や学校経営に従事した（宮本正明『朝鮮人刊行新聞・雑誌』解題）『集成』八卷（三頁参照）。

(49) (50) 崔鮮（一九一八—一九六八）：評論家、詩人。本名崔仁撲（『龍骨山人』や『山虎人』などのペンネーム使用）。平安南道生まれ。五山中学を経て三六年に渡日、早大や日本に学ぶ。金九に「私淑」し、南北協商運動を展開する。

(51) 朝鮮文化教育会会长（四五～四九年）、建青文化部長（四六年）、朝鮮社会民主同志会審議員（四七年）、民團豊島連合支部副團長（四八年）の他、民團役員を歴任。一九五八年からは朝鮮獎学会理事に就任、同年同人誌『白葉』を発刊、民團から五九年三月に一年間の停権処分、六一年には除名処分を受ける。訳書に高貞勲『憂国の報酬――政治と監獄と私』（現代社、一九六七年）、評論集として金慶植編『背理への反抗』（新興書房、一九六八年）など（前掲宋惠媛「在日朝鮮人文學史」一二三、一二四頁参照）。

(52) (53) 金民樹「対日講和条約と韓国参加問題」『國際政治』第三三一号、二〇〇二年十月。

(54) (55) 松沢弘陽・植手通有編『丸山真男回顧談 下』（岩波書店、二〇〇六年）一七七、一七八頁。

「風見鶏」『文教新聞』一九四八年一二月六日付。

内海愛子「戦時性暴力と東京裁判」『日本軍性奴隸制を裁く――一〇〇〇年女性国際戦犯法廷の記録』第一卷「戦犯裁判と性暴力」（緑風出版、二〇〇〇年）。

中〔朝鮮語〕『東亜日報』一九四七年一月二二日付。

【史料と解説】

東京裁判をめぐる在日朝鮮人発行新聞・機関紙の論調
— プランゲ文庫所蔵史料を中心に —

史料篇

九四八年一月六日付

史料③ 「社説 極東軍事裁判について〔朝鮮語〕」『解放新聞』一九四八年一月九日付

史料④ 「主張 戦犯はまだいる 厳重に処刑せよ 極東国際軍事裁判に臨む」『朝連中央時報』一九四八年一一月一一日付

史料⑤ 「東京裁判の教えるもの」『國際日日新聞』一九四八年一一月一二日付

史料⑥ 「社説 断罪と日本人の責務」『國際日日新聞』一九四八年一一月一四日付

史料⑦ 「社説 断罪の意義を再認識せよ」『國際タイムス』一九四八年一一月一四日付

史料⑧ 「東京裁判の判決にさいして朝連議長団の談話 追放は自らの手で まだいる日本の戦犯」『民青時報』一九四八年一月一七日付

史料⑨ 「社説 韓国の戦犯裁判要求〔朝鮮語〕」『新世界新聞』一九四八年一月二六日付

史料⑩ 「極東裁判が教えるもの 審判の尺度を尊重 侵略主義終息と断じるは早計 朴烈団長」『民主新聞』一九四八年一月二七日付

【目次】

史料① 「社説 戦犯裁判に寄せて民族反逆者を追及しよう 〔朝鮮語〕」『民衆新聞』一九四六年六月一五日付

史料② 「社説 東京裁判判決と意義」『國際日日新聞』一

一、漢字は原則として新字体に改めた。異体字等は通行の字体に改めた。
二、必要に応じて句読点を付し、適宜、改行を行つた。
三、判読不能な文字については□と表記した。
四、必要と思われる補足については「」内に記した。
五、用語については原文を尊重し、「ママ」のルビを付した。

史料⑪ 「社説 誤れる言論を駁す」『国際タイムス』一九四八年一二月三〇日付

史料⑫ 「歴史的東京裁判おわる 恨みの南と小磯に終身禁固刑」『朝聯神奈川』一九四八年一二月一日付

史料⑬ 「社説 戦犯の判決と韓国的要求」『朝鮮新聞』一九四八年一二月三日付

史料⑭ 金琮斗「廿世紀の判決」に感あり』『朝鮮新聞』一九四八年一二月三日付

史料⑮ 「解説 世紀の断罪下るも問題は依然今後に残る」『文教新聞』一九四八年一二月六日付

史料① 「社説 戦犯裁判に寄せて民族反逆者を追及しよう」
〔朝鮮語〕『民衆新聞』一九四六年六月一五日付

極東軍事裁判は、六月四日からその公判を開始した。アジアの弱小民族を搾取し圧迫してきた日本の侵略者は、日本国民の眼前で、いや、平和を愛する全世界の人々の前で、侵略に対する文明の裁判を受けることになった。ニューヨンベルク軍事裁判で、ナチスの侵略者たちが残らず裁判を受けていることに比しても、自ら犯した罪に対する処罰を受けることになるのは、あまりに当然のことといわざるを得ない。

では戦争犯罪人たちは、いかなる罪により裁判を受けているのか？ キーナン主席検事は、公判の最初の陳述で、日本が起こした侵略戦争が容赦されえない罪悪であること、その罪悪に関する具体的な事実と、犯罪的戦争を指導してきた者たちの責任を細大漏らさず明らかにした大論告は、以前にニユールンベルク公判で陳述したジャクソン検事の大論告と共に、後世はもちろん、現代の人々たちに大いなる□□を与えずにはおかしいだろう。

特に注目されることは、侵略の罪責が国家 자체にあるのではなく、その侵略を計画し、開始し、そして完遂した政府の軍部の個々人にあることを明確にしたことである。その者らは、第一に世界平和をかく乱する罪を犯し、第二に無辜の人々を多数殺す罪を犯し、第三に正義と人道に対する罪を犯した。具体的には、日本の戦争犯罪者は、それ以前にわが祖国朝鮮を侵略し、そして中国を、ソ連を、また南洋諸島を侵略しようとしたのであり、そのために政治と言論の自由を束縛し、労働者と農民らの生活を極度に窮屈させ、ひいては独・伊と手を結び、侵

略行動を援助した。

このような犯罪者は、ただ東京とニューヨークだけでなく裁判を受けているのではない。世界中どこであれ、正義の審判が下されている。ここで一つ注意するべきことは、中国やフランス、ルーマニアのような国で行つてゐる裁判では、国家と民族に対する反逆者を審判しているということである。中国の陳公博、イタリアのムツソ

リーニ、ルーマニアのアントネスクのような者たちは、自らの国を敵国に売り、自らの民族を意のままに搾取したために、銃殺を受けたのではないか。

三千万同胞たちよ！我々の身辺にも絶対に容赦できない民族反逆者、親日派がいるということを、夢にも忘れてはならない。その者らはあるのニユーヨークで、あるいは極東裁判で文明の審判を受けている者らの罪悪に比して、それ以上でありこそすれ、決して劣るものではない罪を犯してきた。その者らは祖国を売り、民族に背反し、労働者と農民らの反帝主義闘争を売り、総督政治と侵略戦争に協力し、民族の解放闘争を最後まで壊してきたのではないか。いや、その者らは祖国が解放されるや、一朝にしてニセ民主主義に変装し、労働者、

農民、中小商工業者、良心的知識人を中心とした民主政府樹立を意識的に妨害し、民族の統一する極意完全独立にとつて大いなる支障になつてゐるのではないか。われわれは民族反逆者と親日派を一人も残さず、徹底的に摘発し、人民裁判にかける日が一日も早く来るよう努めなければならない。

史料②「社説 東京裁判判決と意義」『国際日日新聞』

一九四八年一月六日付

東条英機ら二十五名のA級戦犯被告に対し判決をくだす歴史的な極東軍事裁判は、四日午前九時半から市ヶ谷法廷で開始された。この日は一九四六年五月三日〔の〕起訴状朗読以来千四十五日目、また一九四八年四月十六日結審以来二百二日目に当る。判決文はウェップ裁判長によつて朗読されたが、先ずこの裁判を行う裁判所の管轄権を弁護団が争うことは全く成立しないことが断定され、ついで日本が一九二八年から侵略を開始し、それがアジアだけにとどまらず、西欧勢力の口口をもその目標としていたことを指摘し、ロンドン条約破棄につぐ海軍

軍備の拡充もその一環であると結論した。このような日本の侵略が対外政策として決定をみたのは一九三六年八月十一日の五相会議であるが、その会議で外交、国防相まつて東欧大陸における日本帝国の地歩を確保するとともに、南方南洋に進み発展するという方針がきめられたのである。これによつて日本帝国主義は当然東洋に権益をもつ他国との間の紛争を予想し、ために名実共に東亜の安定勢力たるべき確保するに要する国防軍備を充美する必要にせまられ、これを現実の施策にあきらかにするためにとつた計画が満州国の育成強化であり日満の□□を安□にするために、ソ連の脅威を除去することであつた。そして、さらに南方□洋ことに外□洋方面に対し、日本の社会的経済的発展を策し、つとめて他国に対する刺激をさけつつ、漸進的平和手段による日本の勢力の進出をばかり、もつて満洲国の完成と相まつて国力の充実強化を期そうとしたのである。

実際に過去十八年間の日本の対外政策は帝国主義以外の何ものでもなく今次の大戦で無残な敗北を喫する迄それは続けられたのである。日本の帝国主義は一八九四—五年と一九〇四—五年の二大戦役の勝利により、一方では

資本主義を近代的帝国主義として飛躍的に成長させると同時に、他方では天皇中心思想と、官僚主義及び排外主義と軍国主義を日本国民大衆の脳裏に強く強くうえつけることに成功した。こうして絶対主義的天皇制と軍閥の支配に自己を確立した帝国主義は、遂にその亜流ともいふべき日本主義なるものをデッチあげたが、これこそ日本の自然や歴史や伝統や社会の一面だけを極端に誇張し、侵略戦争を正当づけ、日本国民の政治的無権利を合理化するための官僚地主、大ブルジョア、軍国主義者の利益にそつた封建的、侵略的主義であつた。

日本の五相会議で確立したいわゆるこの国策が、現実の歴史で如何なる道を辿つたか、東亜の安定勢力たるべき地位を確保するという当初の□□の範囲をはるかにこえて、ついに日本帝国主義に踊つたピエロ共は千じんの谷底に転落した。しかも彼等は幾千万の人類に未曾有の不幸をもたらし、幾百万の民衆に血の犠牲を、更に幾千万が飢餓と窮乏のドン底にたたき込まれたのである。それは日本人許りが犠牲を要求されたのではない。中国も、南方諸民族も、われわれもそれを負わされたのである。過去三十六年間にわたつて、日本帝国主義はわれわれを

民族的圧迫と、封建的圧迫によつて個性の発達、個人資本主義の發展を束縛し広大なわれわれの財産を破壊した。

われわれにとつて、不俱戴天の仇は日本帝国主義であり、日本主義である。それ故にわれわれは民族統一戦線を結成し、三十六年間にわたり、あらゆる困難と障碍をふみこえて戦いつづけた。今日遂に最後の勝利を獲得したが、苦難を味いつづけて来た我々は、帝国主義の権化ともいうべき東條をにくみても余りあるのである。だがわれわれは感情を越えたあくまでしゆん厳、あくまで厳正な判決によつて世界の正義と平和が絶対的に口々されることを希求する。というのは十一ヵ国判事達による判決を尊重することが平和を愛するわが大韓民族のとるべき道であるとかたく信じてゐるからである。

史料③「社説 極東軍事裁判について」
〔朝鮮語〕 〔解放新聞〕 一九四八年一一月九日付

休廷中であつた極東軍事裁判はついに去る四日から再開され、東条をはじめ朝鮮総督として三千万朝鮮民族の奴隸化政策の主人公であつた南、小磯等廿五被告に対す

る最後の処断が近づいてきた。

ウェップ裁判長は判決文朗読劈頭で平和に対する侵略戦争の不法と罪悪を余地なく究明すると同時に、その野望の第一歩はソ連を敵対視し、いわゆる日・独防共協定から始まつたことを明白にした。我々は過去二年間日本帝国主義侵略者を処断するこの歴史的法廷にあつて、四十余年間どの国よりもその侵略の第一犠牲者であつた朝鮮民族の代表が参加できなかつたという遺憾な事實を、再言することはしない。また裁判過程にあつて戦犯者各被告が侵略戦をいわゆる自衛戦と合理化しようといふ自己の罪悪を死没者に転嫁しようとする等、反省無く卑怯で言葉を失う態度を、再び反復して攻撃しようとするのでもない。しかしここで特に我々が確実に強調したい問題は、第一に侵略戦の第一元凶である日本天皇がこの裁判で除外されていることだ。「八紘一宇」だの「聖戦」だのといった名目のもとに進められた侵略戦の第一元凶は、實に天皇であつた。

よつて根本的犯罪者の処断なくしては、この裁判の意義は減少されるであろうし、今後、日本の侵略的国家としての蘇生を防止しようとするならば、天皇の処断無し

には不可能であることを我々は指摘する。

次に、廿五被告の裁判により、日本帝国主義の罪悪に対する審判が終わつたかのように考へること、あるいはこれにより終えようとする陰謀である。今般のこの廿五戦犯者は極その一部であることは勿論、いまだ日本には正義の厳罰を受けなければならない数百数千の戦犯人が残つており、追放を受けねばならない数万の政界人がそのまま権力機構に残つていることは、世界がみな指摘する事実である。

特に朝鮮人教育事件をはじめ、再現した日本の侵略政策は在留朝鮮人の弾圧政策にあつても、如実に証明されている。

我々はこうした日本の現実を重視すると同時に、極東軍事法庭はその意図する任務の大部分が未決にしたまま、日本の現実に残つていることを指摘せざるを得ない。

我々は東条以下廿五名侵略者の余地無き断罪を主張するに同時に、現下、日本に残つてゐる天皇以下全ての侵略者の徹底した追及を主張するものである。

そして世界各国が、特に新たな侵略戦争を準備しようとする帝国主義国家が、侵略戦の罪悪を正当に反省し、

世界平和の確保に努力することを希望するのである。

史料④ 「主張 戦犯はまだいる 厳重に処刑せよ 極東国際軍事裁判に臨む」『朝連中央時報』一九四八年一月一日付

東京における極東国際軍事裁判の歴史的判決は十一月四日より開始された。

この極東国際軍事裁判は、ポツダム宣言の第六項「われらは無責任なる軍国主義が世界より放逐せられるに至るまでは平和的安全的で正義の新秩序が生じ得ざることを主張するものなるを以て、日本国民を欺瞞しこれをして世界征服の挙に出ずるの過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は永久に除去せられざるべからず」および、一九四五年九月二日の日本降伏文書の規定に従つて連合軍総司令部により設置され、一九四六年四月二十九日キーナン検事の起訴状署名によつて開始、本年四月十五日被告側の最終弁論を終つて今日まで休廷に入つたものである。

十一月四日より開始された判決書朗読において最も重

視すべき基本点は、ニュールンベルグ判決で新しい判例となつた「平和に対する罪」即ち侵略戦争遂行の罪を国際刑法上に再び確認すると共に、一九二八年のパリ条約即ちいわゆる不戦条約違反は犯罪なりとし国家にも指導者たる個人にも責任ありとする□□を世界史上に樹立したことである。

かくて最終弁論における鵜沢弁護人の「戦争は人類進歩のため不可避であり必要なことでもあるという戦争哲学及び「平和に対する罪」は国際法上確立されておらず、「法不溯及」の刑法上の根本原則に反すること、など国家行為に個人責任を追及するのは不当であるという、好戦的な弁護人側の法理論に対する徹底的な□を下したのである。

次に判決書は「一九二八年からこのかた日本の軍隊はその近隣の多くの領土を相次いで侵略した」と過去廿年の日本帝国主義の侵略に明確なる判定を下している。

×……×

中国における人民勢力の大勝利、米国における民主党の圧倒的勝利、^{マツ}南鮮における反乱ほう起軍のけつ起より足下により崩壊しつつあるいわゆる大韓かいらい政権、この様な激烈に□展しつつある国際的環境の下で

行われている東京裁判の判決はまさに異常なる国際的注目と平和愛好人民の注視の的となつてゐる。

特に現在最後の審判を下されつつある戦争犯罪人共の侵略によつて、最大の犠牲と民族的独立のマツ殺を被つた朝鮮人民は、この裁判に対しても重大なる関心を有せざるをえない。

第一に、本裁判が本文の冒頭において述べたポツダム宣言第六項の原則下に完全に実施され、その判決が、この原則に従つて「日本國々民を欺まんしこれをして世界征服の挙に出づるの過誤を犯さしめたる者の権力および勢力は永久に除去せられざるべからず」為に全被告にして最も嚴重なる処刑をなすべきである。

第二に、判決書は「一九二八年からこのかた日本の軍隊はその近隣の多くの領土を相次いで侵略した」と断定しているが、ポツダム宣言第六項の原則に従つて日本帝国主義の侵略史を歴史的に考察した場合、本裁判での海外侵略の規定は、二〇世紀初頭、少くとも一九〇五年の所謂「日韓保護条約」から遡及しなければ、日本帝国主義の侵略的勢力に対する本質的にして徹底的なる究明と除去は不可能であろう。

かくて第一次大戦を歴史的区分としての一九二八年のパリ条約からを日本帝国主義の海外侵略への歴史的起点とした東京裁判の判決書の歴史的限性を発見することができるであろう。

第三にこの歴史的東京裁判を契機として東条以下のA級戦犯のみならず、未だちまたに存在している潜在戦犯の摘発の徹底化を要求する。特に最近日本における新しいファッショみたい頭による反動勢力の進出に対しして厳重なる全人民的監視と闘争が一層要求される。

朝鮮民主主義人民共和国国旗掲揚に対する日本反動勢力のちよう発的弾圧行為も現在東京裁判で判決されつゝある「平和に対する罪」と「侵略」の歴史的判決書に該当するものであるが故に、これに対する全民族的世界民主勢力との提携による共同闘争の口化が、この東京裁判の歴史的判決に際して一層強く要求される

五被告に対する刑の宣告が行われると報ぜられているが、われわれは東条被告以下二十五名に対しどのように判決が下されるかということよりも、むしろ、東京裁判は何を教えるかについて検討を加える必要があると思う。なぜなら日本国民は東京裁判の意義について、さらに戦争責任の問題について反省する必要があることはいうまでもないが、われわれにとつてもまた他山の石としてこの東京裁判から多くの教訓を汲みとりうるからである。

われわれは多年にわたって日本帝国主義によって言語に絶する圧迫と搾取を受けていたのであるから、われわれとしては日本帝国主義の主要な指導者たりし東条以下、二十五名のA級戦犯被告らをにくみても余りあるものであるが、彼らをして天人ともに許さざる邪悪な侵略戦争を行わしめた責任の一半は、□に帝国主義者どもに抗争することなく、易々諾々としてそれに追随し、協力した日本国民の大半が負うべきものである。勿論□らつ極まる軍閥の弾圧に抗して戦うことは非常に困難であつて、死の危機にさえさらされるのであるが、それでも人々に對する極悪非道な犯罪を□□する侵略戦争反対の戦いを敢行した日本人が□の□の如く少なかつた事実を如

史料⑤ 「東京裁判の教えるもの」 『国際日日新聞』 一九四

八年一月一二日付

東京裁判における判決文朗読は近く終了、直ちに二十

何に説明し得るか。

日本の歴史をかえりみて日本人が生れながらにして好戦的な民族であるといえないのである。然るに徳川三百年の鎖国時代から明治維新になつてからの日本がいわゆる大陸政策を日本の国是とし、またそれによつて発展してきた事実は軍国主義的教育と相まつて日本国民の間に軍人崇拜の観念が強くなり、知らず知らず好戦的な空気がつくり上げられてきたのである。この点日本国民は真摯に反省すべきである。しかしそれだけでは日本の軍隊をして今次の太平洋戦争の如き大会戦を敢て行わしめたとの説明は不充分である。今回の侵略戦争を熱烈に主張した日本陸軍の首脳部は、孫子のいわゆる相手國も自國をも知らない井戸の中の蛙であつて、相手國の国力や兵力を過少評価し、反対に自國の国力や兵力を過大評価して、大和魂をもつて戦えば□□□いなしと盲信していたのである。これに反して海軍の首脳部の大半は、国際事情にも精通し、冒險的な戦争には始終一の足を踏んでいたことによつても、国際情勢についての無知は國家を□口に導くものであることが分る。この意味において日本軍閥の崩壊によつて最後の勝利を獲得し、日本帝国主義

から完全に解放されて、華々しく独立したわれわれは、この勝利と独立に満足することなく、重大化せる国際情勢を正しくは握るとともに、わが祖国の□□の発展に努力し、世界における平和愛好国民とごしてそん色なきようわが祖国の民主化に全力を傾注すべきである。

世界はいま重大な転換期に直面している。戦争か平和の岐路に国際関係が立つてゐるのでだ。「侵略戦争は人類に対する犯罪なり」という前提の上に立つて行われている東京裁判に世界の人々が多大の関心を持つてゐるのは、国際関係が緊迫している為当然というべきである。われわれもまた、東京裁判の判決如何のみに興味を持つだけではなく、この裁判が意味するより重大な多くの教訓を学ぶべきである。

史料⑥「社説 斷罪と日本人の責務」『国際日日新聞』

九四八年一月一四日付

一

二年間の長期審理をつづけた極東軍事裁判は世界の注視のうちに東条以下二十四被告にたいし十二日午後世纪の審判を下した。すなわち十七の訴因に対し全被告は有

罪と認定され東条以下六名^{ママ}に對し絞首刑、荒木以下十六名に終身禁固、東郷に禁固廿年、重光に禁固七年とそれぞれ刑の宣告を行つた。われわれはこの二十五名の戦犯の断罪と共に日本国民は過去の□□を一掃に努力さるべきである。

満州事変以来の日本帝国主義の暴虐はついに世界を脅威し、その非人道主義行為は交戦による捕虜、一般収容者並びに海上漂流者を殺傷或いは□□しまだ虐待した。實に日本は過去十八年間に無数の財を費し無数の兵を勞し世界に混乱を永続したのである。その中心的な勢力はいうまでもなく、犯罪的軍閥であり、それ以外の何ものでもなかつた。即ち日本の対内外政策は犯罪的軍閥により支口されかつ指導されたのである。このような政策が重大な世界的紛争および侵略戦争の原因であり、平和愛好国民の利益ならびに日本国民自身の利益に大きな□□の原因となり結果となつたことは、四日から七日間ウエップ裁判長によつて朗読された判決にあきらかである。

日本が満州事変、中日事変、太平洋戦争を通じて終始侵略をつづけてきたことに対する責任は日本全国民の消極的責任は断じて免れるることはできない。だが何としてもそれ

らの戦争を遂行した犯罪的軍閥の責任は、ことに重大である。判決文を□読すればする程東条以下の戦犯に対する□の□□が□□□□そ□たものであるかを知るであろう。既に刑の宣告が行わされているのであるから、われわれ死人にむちうつまねはしたくない。われわれの祖国が過去において永い間日本の植民地化し、そのために受けた□□□□は言語に絶するものがあつたが、もうそれをいうまい。われわれは□□日本の支配から離れているばかりか、大韓民国という□□□□□の一員である。したがつて日本が□□に對し軍事的、政治的および經濟的支配を行つたということはもはや過去の歴史の一コマにすぎない。われわれは本裁判で平和に対する罪がありますところなくえぐり出され、そのような罪を犯したものを厳罰に処したということで満足するし、日本国民がこれを契機として真に心の武装を解くべく□□反省することを望みたい。

なおわれわれも将来あらゆる機会にこの極東裁判の偉大な教訓を生かさねばならない。そのためには、民族の民主的結合によつてのみ眞の民主社会が生れるということ、そして四千年來の歴史をうけつぐわが国の指導者は

先ずそれ身体の人間的□□を最高度に□□しもつて戦いのなかに□□したわが国民主革命の実せん性を人類のために生かす事に努力すべきである。少なくとも今日までのわが国の□□は充分とはいわぬが、この□□に向つて努力した点はあまりにも□□である。この際さらに一步つよめてわれわれはこの世紀の判決を通じて戦争というものについて新しい世界観を樹立することが大切であるが、いま□□のごとき□□に戦争の□□を一掃した日本国民は今こそ一切の□□の考え方から自由な□□的□□□□□□□、□□□□□□□□しす□□□□□の戦争の□□と平和を□□す□□□であろう。

べ、日本の軍事侵略が軍産経各面に立脚した天皇制絶対統治の下に遂行される極めて多面な侵略陰謀によつたため、その□□や□□に意外の時日を要しなければならなかつたからである。裁判終結に当つて、連合軍当局の示された熱意と努力に対して、深甚の感謝の念を表示しなければならないとともに、日本国民は今新しく裁判□歴史的な意義について深く省察する必要がある。

史料⑦「社説 斷罪の意義を再認識せよ」『国際タイムズ』一九四八年一一月一四日付

東京裁判は各被告に対する判決宣告によつて愈々幕を閉じた。思えば三年に近い長い月日を要し、その費された労力は計り知れないものがある。ニューヨンベルク裁判に較べて東京裁判がかかる期間を要したことはドイツの侵略犯罪がナチス一党の手によつてはかられたのに較

A級戦犯に対する断罪によって日本の二十年に亘る侵略戦争の罪過が償われた訳でないが、とも角世界平和の一礎石となるべき極東軍事裁判がその妥当な論告に基いて無事終了を見たことは、ニューヨンベルク裁判の終結とともに戦後の世界問題処理の一段階を画するものとして、まことに□□に堪えないところである。

久しく閉廷していた東京裁判は、本月四日より市ヶ谷の大法廷においてウェップ裁判長の壮言な判決の朗読によつて開始された。これは昭和初期このかた十八年に亘る日本の軍事、政治、経済各方面に対する「文明の糾弾」を□□□□□はじめ二十五名の戦犯□□を□□する総決算であつた。判決の□□につれて、各被告の反証や弁護側の主張は総くずれとなり、弁護の大部分は失敗に終

わつたと痛烈な決定が下された。又ニュールンベルク判決が再確認され「平和に対する罪」即ち、侵略戦争遂行の罪を国際刑法上に確立したこと、即ち一九二八年のパリ不戦条約違反を犯罪なりとし、国家にも、指導者たる個人にも責任ありとする鉄則を世界史上に樹立したことは、本裁判における最も大きい意義を有するものといわなければならぬ。これは同時に、過去二十年における日本の歩みを侵略と断じた。これは非民主的な軍事口によるものだと断定されたことと併せて、本判決の掉尾を飾る歴史的な論告であつた。

かくて各被告はウェーブ裁判長の朗読終了を待つて、直ちにそれぞれの刑の輕重に従つて所の如き論告を下された訳であり、正に妥当な判決といわなければならぬ。

この裁判でなされた偉大な事業は各被告に対する罪の輕重ではなく世界平和のための大きい立法がこの断罪とともに示されたということでのことは日本国民のみならず世界民族にとつても強く銘記しなければならないことであろう。この裁判を通じて強い印象を受けたことは、各被告の態度が終始一貫侵略の犯罪を悔悟しなかつた事

である。その反証において、彼らは専ら自衛の戦いを強調し、その侵略性を否認したのである。しかも彼らは事毎に責任を回避し、勝者に対する敗者の心境をもつて、捨鉢的な論理を弄し、最後まで日本国民のみならず、世界に対して侵略戦の真因を隠べいせんとしたのである。

そのてんとして恥じざる彼らの態度こそ、世界の平和を団結し、文明を破壊し、人類を殺すの中に追いこんだ根幹であるのだ。もし彼らにして一片の良心の苛責があればいさぎよく自決した筈であり、又そうした実例をそのなかに見ている。二年半の年月は彼ら被告に対する日本国民の憎悪の念を薄めたかも知れない。もし日本民族に通有する封建的觀念から彼らの罪過を許容するようなら、とがあれば、向後の日本の再建、民主化の口立にとって由々しき問題である。

ドイツでは、ニュールンベルク判決の後無罪釈放になつたシヤハト、バーベンに対し、人民裁判が設けられた位であり、イタリー、フランス、或は東欧諸国、中国、朝鮮、東南アジアいたるところ通敵者に対しては、民族の反逆者として人民裁判にかけられた事が想起される。これら侵略指導者に対する日本国民一部の心情態度は、

極めて吾人の不満としなければならないところである。

東京裁判は戦後世界問題処理の一段階をなすことはいうまでもないが、日本にとつてもその民主再建にとつて一つの大きいエポックを画するものである。日本国民は東京裁判によつて徹底的に暴露された過去の歩みの偽瞞性、侵略性、野蛮性、破壊性をくまなく把握し、再び同じ轍を踏まないよう心掛けなければならないであろう。

史料⑧ 「東京裁判の判決にさいして朝連議長団の談話 追

報」一九四八年一一月一七日付
放は自らの手で まだいる日本の戦犯」『民青時

東京裁判の判決に対し十一月十三日朝連中総議長団ではつきのような談話を発表した。

このさい、われらは日本国民の中に戦犯の追及に対する態度において往々に見られる、二三の間違った考えを持つ傾向に対し警告したい。それはすべての責任は最高責任者天皇が最も重く取扱うべきであるのに、それが除外されていることについてである。わが朝鮮はもちろんのこと、隣の中華民国にも、ソ連もその他の平和愛好の諸国人民たちも彼の罪悪は容認しないこと彼に責任を取らせないような政治感情の存続によって真に打ち解けた心からの講和は出来得ないということである。

第一は、諸々の戦犯を日本国民自ら追究し断罪すべきであるのに、現在は上から、あるいは外からであるため、から言い渡された。判決によれば絞首刑が七名、終身禁

固刑が十六名、七年と廿年の禁固刑が各一名であつた。犯罪の構成を不戦条約の違反から追及したために、約半世紀にわたる日本帝国主義者と軍閥その支持者どもの野獣的な残虐のもとに、その独立と自由と文化の最後の一 片までもじゆりんされた、わが祖国朝鮮に対する侵略は全然起訴状にはふれていなかつたので罪状が軽く扱われたように見られる。南、小磯被告は当然その責任は免れないし、その責任を取らねばならぬのに、その彼が絞首刑の組に入らなかつたのもそのせいであろう。

第二は、諸々の戦犯を日本国民自ら追究し断罪すべきであるのに、現在は上から、あるいは外からであるため、

実に不徹底である。それに対し追究の運動が大衆的に起つてなく、返つて彼等の罪悪を口口し、口口し、あるいは同情することである。

これは、それだけ日本の民主化をおくらせ、旧支配階級の温存をはかる以外のなにものでもないということである。

第三はA級、B級、C級のもの以外は戦犯的要素がないかの如く考える錯覚である。日本はポツダム宣言の受諾によつて、無責任な行動によつて戦争に突入せしめ、

日本人民を口らした勢力は除去さるべきであり、日本人の自由意志によつて表明された責任ある政治が取れれば占領軍は撤退することになつてゐるのに、吉田あたりが政権を握るようでは講和はむずかしいということである。われらは日本において、このさい特に憲法をじゅうりんした政令を出したり、在留する小数の多民族を差別的に弾圧し、離間政策をとつたり、ファッショ的な行動を取るような、また連合国の大國のみに偏重するようなことは、日本のためにならないことを特に銘記してもらいたいことである。

日本はアジアにおいて、アジアの新情勢に目を見張つ

て、その新情勢に順応する体制を整えることによつてのみ将来性のある安全と発展があり得ることであつて、どこの独特な一力国の政策に追随してアジア人民から敵対されることは、百害あつて一利もないということをはつきり特に銘記すべきである。

史料⑨「社説 韓国の戦犯裁判要求 [朝鮮語]」『新世界』新聞 一九四八年一月二六日付

本国政府の外務長官張沢相氏は、韓国政府は日本のA級戦犯、前朝鮮総督であった南次郎と小磯国昭の両名を人道に対する罪でソウルの韓国法廷で審判することを一週日以内に要求すると同時に、極東軍事裁判が兩名に宣告した刑罰はあまりに寛大であり、その裁判に口口被害者である韓国人は参席しなかつたことに對し、中國人が日本人戦犯裁判を許容された以上、韓国人自身が裁判できないと語つたという。中国は日本により最も大きな被害を蒙つた戦勝国であるがゆえに、それに対する当然の結果として日本の戦犯たちを審判し、刑を宣告する権利があることは再論する必要がない。そ

れと同時に朝鮮も被害を受けた点にあつては、中国に比べても決して劣らない悠久の歴史持つてゐる以上、彼らの罪悪を審判する権利を当然許容されなければならないだろう。そしてドイツの軍事裁判や、□□に□□した東京裁判が、それが戦勝国であるゆえに勝者が敗者に対する□□を意図する裁判ではなく、文明と人道の名における世紀の裁判であつた以上、そこには人道の被害者である韓国人も参席する権利があるにも拘わらず、そこから除外されたことは、どの面から考察しても矛盾であり、不合理であると考えざるを得ない。

しかし冷静に考えてみると朝鮮もまた連合国の中領下にあり、国家としての組織と機能を備えられていないがために、それに参席する権利を喪失したのであると善意に解釈することもできる。だが、国家が成立し政府が樹立され、世界万邦に欣然と列伍している今日にあつては、過去半世紀にかけてわが民族の膏血を擷取し、文明を□□した侵略者たちに、民族の名において裁判する権利が付与されなければならぬだろう。だからといってわれわれは日本民族に怨心を抱き、敵対視しようとする偏狭な意識をもつて権利を主張するわけではない。侵略の魔

手を広げ、三千里江山を□□して奪取した非人道的軍国主義の首謀者たちを、正義と文明の名のもとに審判する必要があるということを強調しているのであり、また、それでこそ未来の侵略を防止し、正義の勝利を千秋万世に顕彰することができることを、史上に残す必要があるということである。そして東京裁判をみると日本の侵略を満州事変にまで遡つて断罪し、審判したが、朝鮮の侵略については不間に付し、一言半句も言及していないばかりか、われわれの意見すらも傾聴する誠意が無かつたことを遺憾に思わざるを得ない。

三一運動、間島事件当時のわが同胞と志士に対する大量の虐殺事件をはじめ、東京大震災の神人共怒する惨殺等を回想するとき、われわれは未だに毛骨が悚然とするのを感じざるを得ないが、こうした人類史上に前後類を見ない罪悪にそのまま蓋をするならば、あまりに堪えがたく無理な□□であると□断せざるを得ない。過去の責任を追究し、罪悪を審判することだけが□事ではなく、それが未來の親善のためには不利な公算が多いということもわからぬわけではない。ある意味ではそのようなくさつきりしない韓日両族の民族的感情を、公明で正当な

審判の下に暴露し、後患の無いようきれいに洗い流すことも、賢明なことであると考えることもできるだろう。

こうした意味で張外務長官が言明した日本戦犯に対するソウル法廷での裁判は、国際公法的見地や、人道と文明の名にあつて最も正当で公平な要求の一つであると言えると同時に、民主主義革命の途上にある日本にとつても新たな角度から反省を促進させる良い機会であり、材料であることを強調するところである。

史料⑩ 「極東裁判が教えるもの　審判の尺度を尊重　侵略主義終息と断じるは早計　朴烈団長」　『民主新聞』一九四八年一月二七日付

極東裁判はわれわれに何を教えただろうか。

日本人の場合

私の所信に従えば、まず二十五被告に下された断罪に対する日本人八千万ははたして全国国民的角度においてこの裁きを受けとつたかどうかを疑問としている。二十五被告に下された罪科と処刑は、一は彼等個人が侵略戦争を計画し、謀議し、遂行しそのため大量の虐殺行為を

世界すべての反省

ニューヨンベルク審判について世界の注目した極東裁判の断罪は正式に確定された。私は処刑の内容にわたくてうんぬんすることを差控えるが、何ものにも増して人

行わせたもので彼等自身その身において決裁しなければならぬ性質のものである。その反面そうした戦争に動員された國民は、若し彼等にして断乎として拒否する権利を主張したならば自ら戦争遂行の渦中に入らなかつた筈である。しかも一方には自ら進んで戦争に加担してい身しその責任を持つものも現われた程に、國民は大多数欣然として戦争に動員されていつたのである。侵略戦争遂行者が犯罪における首犯者ならば國民はその共犯者である。彼等が殺人罪を口した以上、これに加勢した大多數の國民は当然殺人犯の責任を問われるべきである。戦争に賛同しなかつた者と雖もこれに徹底的反抗を示さなかつた以上、殺人ほう助罪に問われるべきではないか。戦争そのものが犯罪として審判されたならば、その戦争に欣然参加し、これに協力したものは、同じく犯罪者でなければならぬ。この意味では全國民を審判したのが極東裁判である筈である。これにも拘らず日本國民は朝野を通じてこの間の冷厳な課題を取上げ意思表示を行つたものは一人も見出せない。日本政府自身何等声明一つ発表しなかつたのは遺憾である。侵略戦争そのものに対し、もつとはつきりした態度が示さるべきである。し

かも国会は召集中であつたけれども国会においてすら何ら公式な意思表示を行わなかつたのである。私はただそうちした日本の政府や、国会がとつた態度措置そのものを非難しているのではない。それは即ち日本人全体が日本人の立場から極東裁判そのものに対してもだ無関心である点を指摘しているのである。ここに私は旧約聖書にある予言者イダヤの言葉を思う。「彼は自ら我らの罪を負つて死んだ」。これでは一年半の長きにわたつて慎重に裁かれた断罪の意義も、その半ば効果を失うと思うのである。これでは日本國民はその意思表示を地下にもぐらせて、國民的責任について凡て沈黙に如かずと意識しているのではなかろうか。そう疑われても致方ないのであろう。私は日本國民が十有七年の長きその歴史の審判についてかくの如く健忘症であるとは信じないのである。思えば私はその点深い感銘無きを得ないのである。

韓国としての立場

我々はこの世紀的審判に連なつた人々の態度を必ずしも贊美はしないものである。ましてや十一ヵ国裁判官の

法理上の解釈においても必ずしも一致した意見を生まなかつたことは十一ヵ国それぞれの歴史的民族的命運に対する立場の相違からきている。それ故、侵略戦争なりと断じたことに対してもすら異見があつた程で、われわれの態度も自ずと相違してくる。即ちわれわれ民族は日本帝国主義の下に三十六年間の圧政を受けていたとは言え、その一部の人達は当時朝鮮総督府の嚴重なる監視を逃れて祖国を脱出、或は重慶に、或は東南アジア諸地方に亡命して機会を待ち、恰もインパール会戦となるや連合軍と協力して非常な民族英雄の眞口を現はしたものである。

日帝に対し、祖国独立にささげた先覚の意志を十分に体得し、烈々たる闘志を燃やし、世界第二次大戦の勝利によつて祖国独立をかち得ようとした同志も各地に散在して□□したのである。民族の英雄はいたるところで力闘したのだ。その反面、総督府の頤使に甘んじこの命を尊奉して、ある者は進んで侵略戦のお先棒となつた。即ち自ら犯罪のほう助者となつたものもあるのである。

この様な韓国人の態度は今日極東裁判に対しても一様な感情を示すことは出来ぬ。断罪が公正であり、より高き文明を指向するものであればある程、われわれは真摯

に断罪の示すものに対し内省すべきものである。民族全体として負うべき責務については、左翼小兒病患者がもつ、公式論乃至感情論一点張りでなく、公正な人類至高の文明の審判を基礎にして全民族が内省すべきことを要望したい。

現在極端に尖鋭化した世界的□局に対しても一体誰が眞に侵略戦争挑発の張本人であるかそしてどの国が最大の犯罪である人間の殺りくを敢て行はんとしているものであるか。全世界の現実が極東裁判に示された文明の高さの水準を邁進しつつあるかどうか、などということについて十分な内省が必要とされるのである。われわれ韓国人は、こうした厳正なる批判と、公正なる角度から若し日本の軍国主義がこれらの首謀者の断罪によつて消滅出来るならば、断罪もとより極めて有意義である。しかしもし断罪は終つたとしても、日本帝国主義の残滓が依然として温存されているとするならば、それは甚だナンセンスであり、裁判の意義もその半ばを失効するであろう。

われわれは極東裁判が「最高文明の尺度」により審判された以上、不徹底であつたり、曖昧であつたり、不充分であつたりすることを許し得ないと思う。それ故にわ

れわれ韓国人の立場は処刑の内容についてうんぬんする

ことでなく処刑の目的が明確にされ、さらに目的達成のために万全の対策が選ばれなければなら□と言うのである。もし二十五被告の断罪により永久に日本帝国主義侵略が終息したと考えるのは早計である。

裁判至高の目標

極東裁判そのものは終了した。しかしその審判の尺度となつた高き文明、世界の和平の理想は容易に実現されていない。むしろ米蘇両陣営の対立した様相は歐州、極

東等全世界に向つて激動の風雲を孕み、それは刻々に重大の兆をさえも示している。これらの諸現象は極東裁判の断罪とは全く無関係である。裁判当□の全く閑知しないところである。だがわれわれは事実この激動の世界の中に生活してこの□を以て日々を不安と焦燥と、混乱の真只中に送つてゐるのである。しかりとすればその不安、焦燥、混乱は何をモメントとして、発生しているのであるか。世界のある一国がその利己的野心から発してその支配権を縦横に振舞うことから出発していることは既

に明白である。

現に大韓民国はその最大の被害者であり世界第三次世界大戦はわが国土を基点として勃発するかも知れないとさえ言われてゐる。

われわれは極東裁判に盛られた審判の尺度を最も尊重する。それ故に二度と再び連合国が戦争犯罪人の審判する日のあることを期待しないのである。そして連合国自らも戦争勃発の危機に対しより積極的な努力によってこれが解消に邁進することが□下の最大の急務なりと信ずるのである。

史料⑪「社説 誤れる言論を駁す」『国際タイムズ』一九四八年一月三〇日付

「さきに日本を訪問した張群氏は、終戦後の日本を初めて視察した感想のなかで日本人の精神的革命の重要性を強調した。それは日本の国内においてもおおくの共鳴をよんだのは周知のとおりである。形式上の民主化が問題でなしに、それに盛られているところの精神が問題となつてゐる。日本民主化は外部の圧力によるところがおお

きい。この事実は決して日本の人民層に根強く護られてゐる民主勢力を過少評価しているのではない。ただ日本の軍国主義的因素がそうした国内の民主勢力により掃滅されたのではなしに外部の、いかえれば米ソを始め中國人民等の至大な犠牲により決定的に排除され、それが日本の民主勢力に新しい日本の再建を可能ならしむる途をきり拓いたといえるのである。こうした条件により再建途上にある日本の民主化は、ややもすれば形式にのみはしり、それに盛られるべき精神的な面がつい見逃されがちになる。

張群氏はそれを剥抉し、それに日本的一部もまた共鳴したわけであるが、最近朝鮮に対する見方、考え方において見られる一部の誤った態度は再び前記の張群氏の言葉を思いうかばせるのである。

二十二日付経済新聞の某紙は韓国政府が南、小磯の身柄引渡しを要求した報道を引用して、□□□□と称し、いささか心□□□□もつて語つてゐる。これ□□□□國大統領李承晩氏が外国記者達に語つた対馬要求をも引用して、「この分でゆくとしまいには九州をよこせ」というようなことにならぬとも限らない」まで断言しているが、

この言葉のうちにひそんでいるものなにかはここで述べるまでもなく、四年前までの「鉄鎖につながれた朝鮮」を見たそのままの見方としかおもわれない。

なるほど李大統領は対馬の返還をいつていて、そして張外務部長官は小磯、両戦犯の身柄を要求する発言をしたと報道された。これはいずれも公式の申し出でもなければ具体的に明言したものでもなさそうである。しかし、対馬返還は充分な根拠の上で論じなければならぬだろうし、小磯、両戦犯に至つては単に第二大戦の戦争犯罪としてしかその罪は問われなかつた。それは極東裁判の性格からして当然であつた。しかし、両戦犯は戦時中の朝鮮総督であつたし、それだけに彼等の朝鮮民族に訓練した強権と搾取と人道上の罪悪は、朝鮮民族の憤懣をひとしおかつてゐたのである。その両名に対し韓国からなんらかの要求があつたにしてもそれは不思議でもなんでもない。

ただ重要なことは朝鮮民族の意見を代表する責任においてのみそれらの要求は正当化されるであろう。両戦犯の身柄要求といい、対馬返還問題といい、こうした観点からいえばいくぶん曖昧なところもある。朝鮮の現実か

らしてみれば日本的一部で神經を尖らす程のものでもないと言える。朝鮮の現実を忘却して單に局部的な見方をやれば某紙の如き邪推ともなつて現れるのである。

経済新聞の某紙は同じ欄でなお次の如くもいつてある。「勝てば官軍思想で、征服者として抑えていただけでようやく爆発せずにきた」といつてはいるが、筆者はそれでも「時には万才騒ぎの様に表面化した事もある」事実は認めている。しかし、この思想は根本的に是正せねばならない。

朝鮮を征服した帝国主義者達とそのとりまき連は、常に朝鮮民族の普段の反帝反戦闘争を対外的にはひたかくして來た。そうすることにより、朝鮮民族は日本の統治下にすっかり甘んじ安住していると称し、朝鮮の殖民地化を対外的にも正当化しようところみた。事実はどうであつたか。かの□□的彈圧下にあつて、朝鮮民族の反帝反戦闘争は口むことなくつづけられていた。学園に、農村に工場にあるいは兵營で、これらの事件数は解放後司法当局の統計数字にも厳然として表れている。前記の筆者は知らずにか無視して口び朝鮮の植民地化を正当化したかれらの考え方をそのままうけついでいる。まこと

に不健全な論議の典型である。

こうした考え方をすればこそこの筆者は「われわれはしかし不平は言わぬ。好戦論者の犠牲になつて世界から締め木にかけられる如き終身刑を甘受する」と結論を下している。これは一種の敗北主義であり、日本の徹底しては民主化とそれを土台にした日本の独立をばばむ潜在勢力として、日本の独立にとつても危険な考え方と指摘せざるを得ない。日本の民主化途上によこたわるかかる敗北主義こそ速に一掃せねばなるまい。朝鮮の廣汎な人民大衆は、日本に対して対馬返還や両戦犯の引渡し前に、むしろ日本の徹底した民主的再建と独立に対し無言の声援を送つてゐるのである。この厳然たる事実を見逃して些細な事柄を取上げて云々することは今後の両国関係にとってまことに危険千万である。朝鮮民族が解放され、また統一され、日本の民主化が徹底すれば、両国関係はその日にこそ新しい力強い連帯「あるいは提携か」が約束される。その日のためわれわれは、かかる危険な考え方を一掃するのに努力せねばならないであろう。

史料⑫ 「歴史的東京裁判おわる 恨みの南と小磯に終身禁固刑」 『朝聯神奈川』一九四八年一二月一日付

日帝の朝鮮に対する三十六年という永い間の暴虐と搾取の歴史のうちで我朝鮮民族は歴代の総督中、特に南と小磯の二人に対する憎悪が、東条よりも激しいものがある。

今般東京裁判の判決により、二人とも終身禁固刑に処せられたが、我々朝鮮人の彼等に対するうらみとにくしみはいささかも減じられていない。

南は朝鮮に総督として赴任するや、直ちに全国の進歩的団体と活動家を無慈悲にも一斉に弾圧し、日本軍国主義による徹底した皇民化をはかつて、朝鮮人から文字や原語まで奪い去ると同時に姓名も日本名に改めることを強制した。

更に侵略戦争遂行のための徵用実施も、我が朝鮮人民には差別的に炭鉱やその他の危険な重労働事業場にまわし、まるで犬や畜生の如く取り扱い又これにあき足らずして志願兵制度や徵兵制を制定して幾多の青年や学生が侵略戦場におくり出されて千恨の大死にされた。

小磯も南のあとを受けつぎ、南のとつた政策をより強化し、解放直前まで我朝鮮を所謂「陸軍精神」によつて、ありつたけの血とありつ丈の油をしぼつたのである。

尚この二人がA級戦犯として逮捕される時には「朝鮮において暴政を施いた」条項も含まれていたが、今度の判決には全被告をも含せて、我が朝鮮に対する条項は一言一句も見出されなかつた。我々はこの不思議な謎が完全に解ける日を確信し歯を喰いしばつて鬪いぬかなくてはならない。

尚朝連中総においては議長団の名でA級戦犯判決に対する談話が発表された。

史料⑬ 「社説 戦犯の判決と韓国の要求」 『朝鮮新聞』 一九四八年一二月三日付

日本のA級戦犯に対する歴史的断罪は遂に宣せられたのである。吾々は判決に対しても米、ソ以下十一カ国の一ヵ年有余の厳正なる審理に対しても全面的に感謝の念を表明する次第であるが吾々が当然期待していた、南、小磯に対する宣告は最高極刑であつてしかるべきであつ

たので□、しかるに終身刑であつたのは吾々にとつて余りにも以外であった。

顧みれば我が民族に対して施した彼等の政策は徹底的朝鮮民族の断種政策であつたのである。その手段を選ばないという方法、謂ゆる皇民化運動の名のもとにかくれて遂行した□惡なる手段は、断じて許すことは出来ないのであつて、当然吾々民族の手によつて処斷すべきである。勿論吾々は軽薄な感情でこういうことをいうのでもなければ、またそうちといつて「目茶に対する日茶でもくいる」という気持でいつてゐるのでもないのである。戦犯裁判の意義に基いて世界平和の念願からなのであること忘れてはならないと思うからである。

想いを新たにして南次郎の朝鮮総督時代に行われた政策を見ても、先ず創氏改名を強要することによつてなされた民族的觀念の抹殺、白衣民族に対する黒衣政策、この政策は單なる白を黒にかえることでなく眞意は奴隸的主従関係に因づく意図なのである。

最も大きい罪悪の一つとして志願□「兵？」制度がある。表看板こそは「志願兵」であるがこれこそ彼の取つた陰謀の現れであり、所謂聖戦の名のもとに、侵略戦争

を遂行した軍閥のやり方なのである。俘虜に対する残虐行為が最も大きい人道に対する罪悪ならば何んの罪もない純心な青年をだまして無理矢理に戦場にひっぱり出して殺した罪こそ最大の罪なのである。小磯被告にしても太平洋戦争漸くたけなわとなりしかも日本軍閥の戦闘力もその限界に達した時、小磯総督の赴任後の政策は極めて無謀だったのである。所謂三千万民衆の□かり出し政策であつた。

徵用制度によつて各地の炭鉱と軍需工場に送られ「強制志願制度」は益々強化されたのである。就中、二十二日の外電で外務部長張沢相氏の「一週間以内に前朝鮮総督たりし南、小磯両被告を韓国法廷において人道に対する罪に対し裁判することを要請する」と述べたことは韓国としては当然なる要求であり、まして東京における極東軍事裁判が昭和六年より昭和二十年八月十五日までのことを裁ぐのであるなら、この時代に朝鮮の総督であつた兩被告の裁判に朝鮮の判事代表が出席しなかつたのであるから、韓國法廷で裁くことは鮮日両国は無論のこと世界民主主義諸国の友好と親善にも寄与すること大なるものがあると思うのであるからである。

九四八年一二月三日付

日本の戦争犯罪者のエーワン東条以下廿五名に対しても既に最終の判決が確定し近く絞首刑も執行されることになった。

だが然し、戦争犯罪人の処刑がすんだから日帝の罪悪が何も仮も帳消しなつたと思つたら大間違いだ。日本がほんとうの罪亡ぼしをするには、□□をするには、国民の一人一人が、日本軍閥官僚のやつた暴虐罪過を第三者的に正しく認識し検察官的に追及し判官な裁断を下すことである。これはたまたま極東軍事裁判所が下し判決文の全部を肯定することで足りるのである。これが素直に肯定出来れば、戦犯被告の罪の軽重など論議の地はなくあべこびにその悉くが極刑に処さるべきだという考えが起つてゐる筈である。

極東国際裁判に取上げられた日本軍閥官僚の侵略謀議は昭和六年から始まつてゐるが、日本の帝国主義的侵略思想は明治以降一貫してゐるのだ。わが本国を併呑したのも、遼東半島を九十九カ年租借して領有的なものにし

たのも日本侵略思想の所産なのである。そしてこの思想を行為に実現する場合彼は常に懷柔と脅迫との両刀を使つてやつた。わが本国も中国も日本という暴力団国家に掠められスリ取られし、情けない恨めしいその日の“国恥記念日”として肝に銘じて忘れなかつた。

日本がその帝国主義的□□を達成せんためには手段を選ばなかつた。武力、暴力、強迫、残忍、凌辱等凡そ悪と名がつき慘と称えられるありつたけの事をやつたのが彼等であつた。人間獸心とは日本それ自身の姿であつたのだ。南や小磯をわが本国の裁判に付することを要求するという本国政府の涉外意図は国家理念からもまた国民感情からも当然成立するものなのであつてわれ等もこれを主張し支持する。

日本の罪悪史を□□剔抉して余りなき極東軍事裁判での記録が映画化されて“世紀の判決”という□題今各館に上映されている。試みにこれを見るべし。“戦争を仕掛けた日本と日本軍閥”の跳梁跋扈が眼底を射り□□を衝く。緒戦の戦果に酔つて思い上つた東条があのゼスチュアよろしく工員を煽動し青年学徒を戦場に駆り立て（われ等の国民多数その犠牲となつた！）□一得意満面の彼れ

である。南京、比島の大虐殺死屍累々、幾十万無辜の民
民が日本獸兵の劍銃の玩弄物となつて殺されてゆく——
十一月十二日、世紀の判決が下つて極惡者がM Pの手で
引かれてゆく。これ等の一こまの慘忍な場面は實に見る
ものの眼をおおわしめると共に因果應報の天理を示さす。

る。只見逃してならぬ一事は東条が戰時中工員の学徒を
煽動するアノ場面、又判決を受けた刹那の彼れに、場内
の日本人觀衆が拍手した一幕だ。この拍手が戰爭を完遂
した彼れ、敗戦の罪を一身に引受けて□□として極刑の
宣告を受ける彼れがエライ男だとする、いはば英雄視す
る心裡と、事ここに到つた東條は可愛想だとする同情心
がこれ等日本人の心裡を口動して拍手が起つたものとし
て考へると、ここに日本人の反省度の不足、それによつ
て将来再起を懸念される禍根等々、事は決して軽視出来
ない。日本人のすべてが侵略戰争、侵略的他国□□に深
き悔悟と良心的な反省がなければ日本國と日本人はその
口にする如き平和國家、平和人となることは、困難では
ないのか。極東軍事裁判の判決は全日本人に下されたも
のなのである。

日本国民は平和を攪乱し人類をあやめた大罪を世界に

向つて謝すべきだ。その一つの表現方式として天皇の退
位なども当然であるといえる。天皇は終戰後国内を巡つ
ている。これは國民にわびる心だという。だが天皇は日
本の國民にわびる前に世界人に向つてわびねばならぬの
である。

日本よ天皇は恐れよ。國民は恥ぢよ。□罪せよ。東京
裁判の判決文を通読し、更にアノ“世紀の判決”の映画を
見て、こう叫ぶのはひとり私のみではなかろう。全日本
人自らがこう叫ぶことによつて日本及び日本人は始めて
神より救われるのだ。(十一月卅日記)

史料⑮「解説　世紀の断罪下るも問題は依然今後に残る」

〔文教新聞〕一九四八年一二月六日付

全世界注視の中に東条被告以下A級戰犯二十五名に對
する断罪が厳肅に下された。文明の名において、世界の
戰争絶滅のために、この偉大なる難事業を三年に近い日
子を費して完遂した連合国、法廷當局の努力と熱意に対
しては、われわれは世界人として深甚の謝意と敬意を表
するに乏なるものではない。と同時に日本國民は今新し

く断罪の歴史的意義を再認識すると共に深く省察する必要のあることを強調するものである。

勿論A級戦犯に対する断罪によつて日本の二十年に亘る侵略戦争の罪過は、毫も償われた訳ではないが、ともかく世界恒久平和の一礎石となるべき極東軍事裁判が、その妥当真摯な論告によつて無事終了を見たことは、二ユールンベルク裁判の終結と共に戦後の世界問題処理の一段階を画するものとして人類の偉大なる収穫と謂うべきであろう。

いうまでもなく、この裁判はキーナン検事が弾劾したように「人類の自由と尊敬の念を破壊せんとし、ヒトラーと結託して侵略戦争を計画実施せんとした」彼等A級戦犯の処罰を、直接の目的としたものであるけれども、他面彼等の犯罪行為を徹底的に究明することによつて、広く世界の良心と知性に訴え、再び人類が野心家どものために侵略戦争に駆り立てられぬことを期した点においてその歴史的意義がある。

顧れば、二ユールンベルク裁判にせよ、今次の極東裁判にせよ、人類のはなはだ貴重な経験である。いかに侵略戦争が非合法的な屁理屈によつて一見合理化されて

いても、それは結局野心的軍人や煽動政治家の利欲追求に窮々たる小我から発生されたものであることを明かにした。いかなる場合でも戦争は決して単なる外部的必然性によつてのみ起るものでないことは洋の東西を問わず、歴史に徴しても瞭かなことである。しかるに彼等野心家煽動者の一群は、つねに戦争必然を伝承し、これを发酵燃焼させつつ、いわゆる危機が国民の頭上に覆い被さつているかの如き錯覚を与え、遮二無二国民を戦場に駆り立てたのである。

この際日本国民が本当に民主的精神を体得していたならば、将又彼等の言論の自由が本当に認められていたならば、断じて彼等は野心家煽動者の手には乗らなかつたであろう。

恐らく日本国民はこの度の判決に接して、大なれ小なれそれぞれの衝動を受けたことは偽らざるところであろう。だが、ただそれだけで、この裁判をもつて痛切なる国民的反省の資としなければ、日本が今次戦争において世界各国に及ぼした多大なる迷惑も、又彼等自体が受けた深刻なる被害も、一切無意味な犠牲となつてしまふ。

「A級戦犯が判決されたからこれで済んだ」というよ

うな氣休め的觀念こそ大いに戒しめらるべきものである、野心家共の残虐極りない悪業の数々は当然又日本人全部の責任である。知らなかつたからといって口せる問題でもなく、又煽動者個人の罰せられる鉄則が出来たといつても、国民に罪のない訳ではない。この断罪を前に心から恥入るべきものは、寧ろかかる指導者に甘んじてあやつられた日本国民全部ではなかつたか。

有ていに言つて、極東裁判を舞台にくり抜けられた日本の侵略指導の元兇として各被告のうけた刑罪は、アジア十億の民衆の蒙つた犠牲の大きさを想えば軽きに過ぎる。われわれの祖国朝鮮を見よ。独立の悲憤をのんで斃れた幾多の同胞を想え、韓日合併四十年の侵略史に遡つて裁いてもらいたいと言うのがわれわれの本音であり、

去る廿二日韓国外務部長官張沢相氏が「韓国政府は南次郎、小磯国昭、両前朝鮮総督を人道に対する罪をもつてソウル韓国法廷で裁くことを要求するだらう」と前提して「極東軍事裁判が両名に課した終身刑の判決は余りにも寛大に過ぎ、しかもこの裁判には韓国人は何ら関口しなかつた。中国人が日本人戦犯を裁くことを許された以上韓国人が自らの手で裁き得ないという理由はない」と

述べているのは吾々の希望を率直に表明したものであり、かかることがらが許される許されないは別として正しい要求であることは何人もこれを否定し得ないのである。

マッカーサ元帥は二十四日判決審査を完了して極東軍事裁判所の下した判決に對し干渉すべき何らの充分な理由を見出すことが出来ないと発表しているが最もなことであり、今極東裁判の歴史的終幕に際し隣邦日本国民に對し率直に望みたいことは、容赦することなく徹底的に暴露された過去の歩みの偽瞞性、侵略性、野蛮性、破壊性をくまなく把握し、検討すると共に、再び同じ轍を踏まぬよう民主國家再建、世界平和確立の悲願へ、戦争放棄を誓つた新憲法の精神を生かし大勇猛心をもつて邁進する決意を新たにして欲しいということである。

〔二〇〇八年二月七日受稿
二〇〇八年二月二〇日 レフエリーの審査
を経て掲載決定〕